

大阪医科大学学報

第63号 平成17年2月
(インターネット版)



堤人形

目

学生講義実習棟 (PA会館) 地鎮祭	2
医療機能評価	5
随想	6
新任教授紹介	8
規定関係	9
寄付金	30
叙勲・感謝状について	34
受賞について	34
受賞・学術奨励金について	35
学位記授与	37

次

入試広報活動報告	38
中山国際医学医療交流センター	40
出張報告	44
医学会秋季学術講演会	45
学内行事	48
市民公開講座	50
会議・行事予定	52
保健管理室からのお知らせ	53
俳句	56
歴史資料館設置準備室からのお知らせ	57



学生講義実習棟(PA会館):外觀パース(東南面)

《工事概要》

工事名	大阪医科大学(仮称)学生講義実習棟(PA会館)新築工事
工事場所	大阪府高槻市大学町 2 番 7 号 講義実習棟東側
構造規模	RC造 地上 8 階
最高部高	30.5m
建築面積	607.59㎡
延床面積	4,464.14㎡
工事	着工後約11ヶ月
設計監理	日建設計
施工	竹中工務店・大林組共同企業体

《各階構成(主要用途 / 床面積)》

1階	ロビー・大教室	567.70㎡
2階	ロッカー室・購買	567.30㎡
3階	講義室・会議室	584.36㎡
4階	実習室・教育センター	584.36㎡
5階	グループ室	584.36㎡
6階	グループ室	584.36㎡
7階	グループ室	584.36㎡
8階	特別会議室・学生食堂	407.32㎡

『地鎮祭：学生講義実習棟（PA会館）』

大寒の翌日、去る1月21日（金）午前11時より、田中相談役、國澤理事長、島田学長、奥本高槻市長、福本PA会会長、他学内外関係者43名が参列して、学生講義実習棟（PA会館）の『地鎮祭』が厳かに挙行されました。

講義実習棟東側の建設予定地内に防寒用の大型テントが張られ、その中に儀式用の祭壇と“盛り砂”が施された式場が設定されました。野見神社の福本國男宮司を斎主に向かえ建設地の神を祭って、約40分間にわたり式祭が執り行われ、工事の安全を祈願しました。



神事式祭場

引き続き正午より、場所を第2会議室に移して、『直会（なおりい）』が開催され、開会にあたり島田学長より「現在は学生が大学を選ぶ時代となってきたので、視点を変えなければなりません。PA会館は、新しい教育体制に応じた教育環境改善などに対して核となる建物として期待できます。」と挨拶があり、國澤理事長からも「国際的視野にたった教育研究及び良質な医療の実践をとおして人類の福祉と文化の発展に貢献する人材を育成すると言う本学のビジョンを遂行するのに、格好の建築物ができることは非常に意義のあるものと思っています。」と言う挨拶がありました。次いで、福本PA会会長より「PA会内部の議論や容積率の問題など紆余曲折を経て、今日の日を迎えることができ、一父兄として喜んでいきます。今後は、建物に負けない教育内容の充実を図っていただきますようお願い申し上げます。」と来賓を代表されて挨拶があり、林日建設計常務からは「容積率緩和により、土地のポテンシャルが倍増したことになり、また新しいキャンパス作りの第一歩が始まり



直会（なおりい）会場

意義大きいことであります。工事の無事と大学の発展を祈念します。」と乾杯の音頭をとっていただきました。その後、約1時間ほど歓談が続き、手締めとして山原竹中工務店副社長が「皆様のご期待に沿うように施工者が一丸となってスクラムを組んで同じ心で施工するつもりでございます。」と閉めの挨拶があり、直会を終了しました。

（法人企画室室長：岩本暢泰）

【神事：式次第】

2005年（平成17年）1月21日（金）午前11時～11時40分

- 1) 開 式
- 2) 修祓の儀
- 3) 降神の儀
- 4) 献饌の儀
- 5) 祝詞奏上
- 6) 地鎮の儀

四方清祓い	野見神社	福本 國男 宮司
刈初(設計者)	日建設計	林 直樹 常務 大阪代表
穿初(建築主)	大阪医科大学	國澤 隆雄 理事長
鎮物埋納	野見神社	福本 國男 宮司
鍬入れ(施工者)	竹中工務店	山原 一晃 取締役 副社長

- 7) 玉串奉奠

野見神社	福本 國男 宮司
大阪医科大学	國澤 隆雄 理事長
大阪医科大学	島田 眞久 学長
大阪医科大学PA会	福本 仁志 会長
日建設計	林 直樹 常務 大阪代表
竹中工務店	山原 一晃 取締役 副社長

- 8) 撤饌の儀
- 9) 昇神の儀
- 10) 閉式
- 11) 神酒拝載

【直会：式次第】

2005年（平成17年）1月21日（金）正午～午後1時

- 1) 開会挨拶 大阪医科大学 島田 眞久 学長
- 2) 挨拶 大阪医科大学 國澤 隆雄 理事長
- 3) 挨拶 大阪医科大学PA会 福本 仁志 会長
- 4) 乾 杯 日建設計 林 直樹 常務 大阪代表
< 歡 談 >
- 5) 手締(中締) 竹中工務店 山原 一晃 取締役 副社長

病院機能評価を受審して

大阪医科大学附属病院長 竹中 洋

大阪医科大学附属病院は平成16年11月25日～27日にかけて病院機能評価を受審しました。第三者評価を受けることは開学以来初めてのことであります。簡単に経過を示しますと、植木前病院長が平成15年9月に受審希望を表明され、いろいろな経緯があり平成16年11月に受審することが定まりました。平成15年12月には受審委員会が結成され、当時企画担当副院長であった小生が責任者となり、4月を迎えました。



最初に取り組んだことは「病院の理念」の見直しです。理念を定めて1年経っていませんでしたが、受審の審査項目に理念を見直しているかとの項目があり、避けて通れぬ課題でありました。次に「禁煙」があります。構内禁煙を目標としましたが、学部との見解の相違もあり喫煙スペースを旧化研横に設置することで対応致しました。この件では最後まで学生の喫煙問題に悩まされることとなります。6月頃からは各種病院統計の整理と部門或いは部門間の運営事項のマニュアル化が急ピッチで進められました。気がつけば夏も終わり、秋の2ヶ月は追い込みで費やされました。事務担当責任者三宅課長の手許に資料の一覧表が出来上がったのは将に24日の夕方です。

さて受審の3日間を長く感じたことは、準備期間の時間が経つ速さと対照的でした。サーベイヤー指摘事項の聞き取りについては看護部の組織だった機動力に助けられました。小生が付き添っていて最も感じたことは、「サーベイヤーの皆様は聞き出しのヒントを下さっているな」、「我々の職員は表現力や回答の仕方に慣れていないな」の2点でした。本当に本院の努力を認める姿勢を崩されなかったことには感動すら覚えました。

1ヶ月が経ちました。虚脱状態は脱却しましたが、後始末は沢山残っています。しかし、この受審は通過点にすぎません。皆さん、どうぞ講評で改善を求められたことや機能評価の精神について重く受けとめて下さい。病院は私達のものではなく、病める人の為に有ります。患者本位の医療を科学的に実践し、医療人を育成することを目標とした我々のスタートです。最後にこの受審に際して実に多くの職員が献身的な働きを示されました。部門間の交流も進んできました。何人もこの流れを押し止めることはできません。

皆様本当に御苦労さまでした。

平成16年12月27日

一大学人の思い



理事長 國澤隆雄

最近の社会情勢を見ていると、子どもの虐待、食べ物の生産地の書き換え、温泉の偽湯、企業の不祥事、政官産学等常識では考えられないモラルに欠ける現象が散見される。

社会をリードして模範となるべき人たちが、私益を追い求め、自分の仕事の糧となっている顧客に不正の事実を「隠す」「だます」行為を見るにつけ、その倫理感のなさに目を覆いたくなる。一度不正を隠してしまえば、永久に不正は続き、何倍ものツケになって跳ね返るのは過去の教訓である。他人への思いやり、周りの人に愛情を注ぐといったわが国古来の醇風美俗は、どこへ行ったのであろうか。一時の損失は覚悟のうえで、すべての事実を公表し、透明で公正な対応をすることが、社会をリードし模範となるべき人たちの社会的責任であろう。ノブレス・オブリージュ（高い身分に当然伴う重い責任と高い徳）の精神は、いまの日本社会にはなくなったのであろうか。

人間の物質的・精神的生活が進むにつれて、法律や規則が多くなり、それを破る者があると制裁手段が待ち受けている。幸か不幸か、人間は神様でもなければ悪魔でもない凡夫だから、その中間を右往左往している。そのどちらに近いかは、人によって違う。同じ人間でもときによって異なる。だから、善良な人に賞を与えたり、悪人に罰を加えたりして、少しでも神様に近づけようとする。これが人間のよさであり、ほかの動物より格段に進化したゆえんでもある。

私たち人間は、三十数億年前に地球に現れた原始的生物が進化した存在である。この地球上の無数の生き物のうち、自己を超えた大いなるものの力によって、最高の地位である人間として生命を与えられていることを忘れてはならない。私たち人間は、それに値するように、人生の目標を立て、それに向けて一日一日を誠実に努力しなければならない。人生は、二度とないのである。

また、アテネ・オリンピックで、私たち人間を感動させ奮い立たせたのも人間である。人間

を知り、深い理解をしないと、社会をリードし模範となるべき人にはなれない。家族のこと、従業員のこと、地域社会の人々の幸せを考えないような人間には、社会をリードし模範となるべき人とは言えない。

「人は石垣」「人は城」といった言葉に耳を傾けるべきではなからうか。心よりカネが支配する社会は決してよくない。生命とは何か。人間とは何か。他の生物、つまり環境にもよい社会とはどういうものか。

カネもうけに結び付かない人間の倫理・道徳・環境とか、人間の基本的な生き方を考え直す時期ではなからうか。心の空洞化はなんとしてもなくさねばならない。

翻って考えるに、法律違反が行われたあとで罰を加えたり、賠償請求をしたりすることは、社会の秩序を守ためにやむを得ないことであるが、それだけではあまりにも消極的にすぎる。もっと積極的に、法律違反を防ぐ手段を講じておくのが賢明である。例えば、病虫害にかかってから消毒薬を散布するのではなく、病虫害耐性の作物を事前に作るようなものである。

検察官や裁判官の仕事は、事が起こってからのもので、予防的な面は少ない。警察官の仕事は両面がある。しかし予算・仕事の面から、警察官に任せて私たち市民がのんきに構えるわけにはゆかない。むしろ、私たちの住む社会のことだから、私たち自身が気をつけなければならない。

まず第一に、家庭を整えること。家の中から法律に違反する者を出さないように努力する心がけが大切である。そのためには乳児期、幼児期、学童期、思春期及び成人期の子どもに対する両親の愛や礼儀・作法などを教える点で反省すべきことはないかを自問すべきであろう。

第二は、隣近所と近隣地域への気配りとなる。一軒の家がりっぱでもその街が街灯もない暗い街だったり、空き地に塵芥や汚物を捨てても平気であったりしては、その街全体としては防犯は望めない。みんなの愛に基づく助け合いの心をもって、緊張と注意の城壁をつくる必要があるであろう。

そして第三に、倫理感を醸し出すとか、不正を未然に防止するために一番大切なことは、教育の普及によって、人間の教養と豊かな情操を高めることではなからうか。

私たち教育に携わる教職員が、全人的な教育に全知全能を傾注すれば、実りある明日が必ず約束されるものと信じている。

新任教授紹介

新任教授(形成外科学講座)紹介

私は2004年10月1日より形成外科学講座の教授を拝命いたしました。当教室は初代の田嶋定夫教授によって1982年に開設され、その輝かしい伝統のある教室を引き継ぐことは非常に光栄であると同時に、重責のために身の引き締まる思いがいたします。

私は1984年に大阪医科大学を卒業、当教室に入局後、高知市の基幹病院で救急医療と外科の研修を、埼玉医科大学総合医療センターでマイクロサージャリーの研鑽を積みました。英国Oxford UniversityのHuman Anatomy & Geneticsで先天異常の遺伝子研究を行い、2000年に帰国後、教室の先頭に立って、指導を行って来ました。現在、再生医療の進歩、中でも代用皮膚の研究がもっとも進んでおり、当教室では2002年に培養室を完成させて基礎研究を開始し、臨床応用を行い良好な結果を得ています。また進歩のめざましい頭蓋顔面領域の骨延長術に対しても、改良と工夫を試みております。形成外科は高度に専門化された外科であるとともに、全身を扱うため幅広い関連科の知識を要します。したがって形成外科全般を扱え、かつさらに複数の専門を持つ医師を育成したいと考えております。研究面では多くの機関と広く共同研究を展開することを基本方針とし、接着分子、ケロイド、先天異常の発生、再生医療等のプロジェクトを実行しており、大学院生、留学生を様々な機関に派遣しています。

身に余る重責ですが、皆様のご指導、御助力を頂きまして、本学の発展に貢献したく思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。



形成外科学講座

上田 晃一

昭和34年12月2日生
昭和59年3月 大阪医科大学卒業
6月 大阪医科大学形成外科学教室入局
昭和61年9月 高知市近森病院外科
平成元年1月 大阪医科大学助手(形成外科学)
8月 埼玉医科大学総合医療センター
形成外科助手
平成6年2月 大阪医科大学講師(形成外科学)
平成11年4月 University of Oxford, Department
of Human Anatomy & Genetics,
Research Fellowとして留学
平成12年10月 大阪医科大学助教授
平成16年10月 大阪医科大学教授

規程関係

規程制定

規程が次のとおり制定されました。

学校法人大阪医科大学規程類管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下「法人」という。）の規程類の制定、改廃及び公布等について必要な事項を定めかつ規程類を体系的に整備するとともに、その適正な運用管理によって業務運営の正常化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において規程類とは、法人の業務執行に関して準拠すべき基本的事項、業務管理の手続き及び方法等の基準を定めたものをいい、次の4種類に区分する。

- (1) 基本規程：法人業務の運営の基本となる規程をいい、別表1に定めるものをいう。
- (2) 一般規程：基本規程以外の規程をいう。
- (3) 細則：規程に準拠し又は規程を補完するための詳細事項の定めをいう。
- (4) 要領：規程・細則に基づき、主として業務の具体的処理のための作業手続・方法及び条件等の定めをいう。

2 基本規程、一般規程、細則及び要領はそれぞれこの順位で下位規程に優先する。

(遵守義務)

第3条 規程類は、法人の業務を執行、管理する基準であり、理事・監事・評議員及び教職員・職員は厳正にこれを遵守しなければならない。

(周知徹底)

第4条 規程類が公布施行されたときは、全部署の部署責任者はその内容の周知徹底に努めなければならない。

(処理基準の規程化)

第5条 すべての業務は、その適正、円滑かつ効率的運営を図るため業務処理の標準化に努めるとともに、継続的效果を持つ業務執行の基準については、原則としてこれを規程化し、これにより業務処理を行うものとする。

(管理)

第6条 総務部長は規程類の総括的な管理を行い、個々の規程類の管理のためにそれぞれ主管者を定める。

2 規程の種類及びその主管者は、別表1に定めるものとする。

規程関係

(内規扱)

第7条 規程類のうち、総務部により、法人一般に公布することが不適当と認定されたものは、これを内規扱いとする。

第2章 規程類の制定及び改廃

(規程類の制定及び改廃)

第8条 規程類を制定する場合、立案者は総務部に申請して、あらかじめ当該規程の主管者及び規程類の区分の指定を受けなければならない。

- 2 規程類の主管部長は当該規程の内容について絶えず検討を行い、不合理を認めた場合には直ちに改廃の手続きをとらなければならない。
- 3 主管部長は制定日を基準にして以後2年毎に規程類の内容について見直しを行わなければならない。その時、改廃の手続きをとる必要がない場合はその旨総務部長に書面にて報告しなければならない。
- 4 基本規程及び一般規程の改廃にあたっては事前に主管部長が総務部長と、細則及び要領の改廃にあたっては事前に主管課長が総務課長と協議の上、改廃の手続きをとらなければならない。

(制定、改廃の手続き及び権限)

第9条 規程類を制定、改廃する手続き及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 基本規程の制定、改廃については、当該規程の主管部長が立案し、総務部長の調整を経て、理事会が決定する。
- (2) 一般規程の制定、改廃については、当該規程の主管部長が立案し、総務部長の調整、担当理事運営会議の審議を経て、理事長が決定する。
- (3) 細則の制定、改廃については、主管課長が立案し、当該主管部長との協議を通じて総務部長の調整を経て、理事長、学長、病院長あるいは学校長が決定する。
- (4) 要領の制定、改廃については、主管課長が立案し、総務課長の調整を経て、総務部長が決定する。

(立案の方法)

第10条 前条により、各主管部署が規程類を制定又は改廃しようとする場合は、制定又は改廃を必要とする理由を付した新旧条文対照表を添付しなければならない。

第3章 規程類の公布及び集録

(公布)

第11条 総務部は、規程類の制定・改廃を主管者名で法人内に公布する。

- 2 公布は、掲示、学報への掲載及びホームページ「大阪医科大学Online規程集」(以下「Online規程集」という。)にて行う。
- 3 内規扱いとする規程類の公布は、第9条の手続きを経た後、前二項の規定にかかわらず関係者のみに行う。

(規程集)

第12条 内規以外の規程類はOnline規程集に集録する。

（公表の禁止）

第13条 規程類は、原則としてその内容を法人外に公表してはならない。なお、法人外に公表する必要が生じた場合は、総務部長の同意を得なければならない。

第4章 規程類の効力

（規程類の効力）

第14条 規程類の制定・改廃にあたり、この規程の定める手続きによらないものは、すべて無効とする。

2 下位の規程類が上位の規程類に抵触する場合は、その抵触部分を無効とする。

3 規程類は、法人の業務に従事する者のすべてを拘束する。

4 規程類は、その実施期日から効力を発し、その廃止期日に効力を失う。改定の場合、旧規程類は新規程類の実施期日に効力を失う。

（解釈の疑義）

第15条 規程類の解釈、適用に当たり疑義が生じた場合には、当該規程類の主管部署責任者が総務部長との協議を通じて理事長（学則及び教学関係については学長、学校長）が決定する。

（改 廃）

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

学校法人大阪医科大学鈎奨学基金規程

（設 置）

第1条 大阪医科大学（以下「本学」という。）は、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由により修学困難な女子学生あるいは研究助成を希望する女性研究者の財政支援を目的として本学に贈られた故鈎スミ子氏（本学名誉教授）のご遺志による寄附金をもって、鈎奨学基金を設置する。

（目 的）

第2条 鈎奨学基金は、経済的理由により修学が困難な女子学生に対する奨学金の給付及び女性研究者に対する研究助成金の交付を目的とする。

（運 営）

第3条 鈎奨学基金の運営は、個別管理とし、原則として基金元本よりの支出をもって賄うものとする。

（運営委員会）

第4条 鈎奨学基金を有効に活用するため、鈎奨学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会構成）

第5条 運営委員会は、学長を委員長とする5名の委員により構成し、理事長が委嘱する。

規程関係

(運営委員会の議事)

- 第6条** 運営委員会は、毎年1回開催するほか、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 運営委員会に議長をおき、委員長をもって充てる。
 - 3 運営委員会は、委員の全員の出席がなければその議事を行うことができない。
 - 4 運営委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、その意見を求めることができる。

(運営委員の任期)

- 第7条** 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

- 第8条** 運営委員会の委員長は、鉤奨学基金の運営について運営委員会の議を経て、理事長に報告するものとする。

(運用・管理)

- 第9条** 鉤奨学基金の資金としての運用・管理は、財務部財務課が行う。

(事務)

- 第10条** 鉤奨学基金の事務は、女子学生については教学部学務課が、女性研究者については総務部研究協力課が行う。

(細則)

- 第11条** この規程の細則は、別に定める。

(改廃)

- 第12条** この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学教育教授規程

(目的)

- 第1条** この規程は、大阪医科大学における教養教育の活性化と入学試験の充実を期するため、教育教授を置くことを目的とする。

(教授の資格)

- 第2条** 大阪医科大学に、教養教育と入学試験を円滑に行うために必要があるときには、教育教授を置くことができる。

(教育教授の任命)

- 第3条** 教育教授は、教授職の置かれていない教養授業科目担当の助教授の中から、大講座主任による推薦と教授会での議を経て、理事長が任命する。

(教育教授の任務)

第4条 教育教授は、担当する授業科目の教授が欠けている時は、当該授業科目を統括する。

第5条 教育教授は、教授会に出席できるが、人事に関する投票権を有しない。

(名称)

第6条 教育教授は、教授と称することができる。

(給与等)

第7条 教育教授の給与については別に定める。

(その他)

第8条 本規程は、教授会の議を経て改廃することができる。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

大阪医科大学附属病院事故調査委員会規程

(目的)

第1条 大阪医科大学附属病院において発生した重大な医療事故について、事実関係を調査し、これに基づいて原因究明を行うとともに再発防止を検討するために「事故調査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

病院長

医療安全対策室長(副院長)

事務部長

看護部長

病院医療相談部責任者

安全管理者(ゼネラルリスクマネージャー)

法人顧問弁護士

医療安全対策室担当者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長をおき、病院長をもって充てる。

2 委員長は委員の業務を統括する。

3 委員会に委員長代理をおき、医療安全対策室長(副院長)をもって充てる。

4 委員長代理は委員長に支障あるときは、委員長の業務を行う。

規程関係

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長は必要に応じ、委員会へ委員以外の関係ある職員の参加を求めることができる。
- 3 委員会は死亡など結果が重大で医療過誤か医療事故かの判断が困難な場合、または重大な問題が発生した場合等、必要があると認めたととき委員会を随時開催することができる。
- 4 委員長は、付議された事項について必要があると認めたとときは、関係ある部門の職員に対し出席を要請し意見を聴取、また資料の提出を求めることができる。

(業務)

第6条 委員会は、重大な医療事故が発生した場合、また当該科として対応が困難な場合に次の業務を担当する。

- 2 状況の把握と情報収集を行う。
- 3 状況の分析と対応方法を検討する。
- 4 対応方法について関係部門との連携を図り早期に解決策を講じる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、検討、調査等の知り得た事項に関しては正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は医療安全対策室が行う。

- 2 調査委員会の検討内容は議事録として記録に残す。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員会において定める。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

規程改正

規程が次のとおり改正されました。

学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程（関係条文新旧対照表）

新		旧	
第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。		第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。	
法人企画室		法人企画室	
法人監査室		法人監査室	
物流センター		物流センター	
総務部	総務課	総務部	総務課
	人事課		人事課
	研究協力課		研究協力課
財務部	財務課	財務部	財務課
	管財用度課		管財用度課
教学部	学務課	教学部	学務課
	教育センター課		教育センター課
病院事務部	病院サービス課	病院事務部	病院サービス課
	医事課		医事課
	施設課		施設課
病院薬剤部	薬剤課	病院薬剤部	薬剤課
病院看護部		病院看護部	
栄養部	栄養課		
病院医療情報部		病院医療情報部	
病院医療相談部		病院医療相談部	
医療安全対策室		医療安全対策室	
診療情報管理室		診療情報管理室	
図書館	図書館課	図書館	図書館課
附属看護専門学校		附属看護専門学校	
これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。		これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。	

規程関係

新	旧
<p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p>栄養部</p> <p>栄養課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>入院患者の栄養管理に関すること。</u> 2 <u>衛生管理に関すること。</u> 3 <u>食事のサービスに関すること。</u> 4 <u>食材の購入・保存・管理に関すること。</u> 5 <u>外来・入院患者の栄養指導に関すること。</u> 6 <u>地域での栄養啓発に関すること。</u> 7 <u>学生の栄養教育に関すること。</u> 8 <u>その他、栄養に関すること。</u> <p>病院医療相談部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病診・病病連携に関すること。 2 関連病院との連携に関すること。 3 <u>医療に係る係争、訴訟に関すること。</u> 4 病院の広報に関すること。 5 患者への適切な情報提供及び助言・相談活動に関すること。 6 その他、患者苦情相談窓口に関すること。 <p>医療安全対策室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インシデント、アクシデント報告の取りまとめ及び分析、検討に関すること。 2 <u>医療事故及びその他病院において生じた事故に関すること。</u> 3 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。 4 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの管理・指導に関すること。 5 患者や家族への説明など、事故発生時の対応状況の確認と指導に関すること。 6 事故等の原因究明の確認と指導に関すること。 7 医療安全に係る連絡調整に関すること。 8 その他、医療安全対策の推進に関すること。 	<p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p>病院医療相談部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病診・病病連携に関すること。 2 関連病院との連携に関すること。 3 病院の広報に関すること。 4 患者への適切な情報提供及び助言・相談活動に関すること。 5 その他、患者苦情相談窓口に関すること。 <p>医療安全対策室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インシデント、アクシデント報告の取りまとめ及び分析、検討に関すること。 2 <u>医療事故及びその他病院において生じた事故並びに医療に係る係争、訴訟に関すること。</u> 3 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。 4 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの管理・指導に関すること。 5 患者や家族への説明など、事故発生時の対応状況の確認と指導に関すること。 6 事故等の原因究明の確認と指導に関すること。 7 医療安全に係る連絡調整に関すること。 8 その他、医療安全対策の推進に関すること。
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成16年11月16日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学附属看護専門学校長選考規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第3条 学校長予定者は、看護専門学校長たるにふさわしい学識経験と管理能力を有する者でなければならない。</p> <p>2 学校長の候補者は、<u>大阪医科大学教授又は医学・看護学に携わる学識経験者とする。</u></p>	<p>第3条 学校長予定者は、看護専門学校長たるにふさわしい学識経験と管理能力を有する者でなければならない。</p> <p>2 学校長の候補者は、<u>本学教授及び医学・看護学に携わる学識経験者とする。</u></p>
<p>第4条 学校長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、通算6年を超えることはできない。</p> <p>2 任期中に欠員となったときは、後任者の任期は、前任者の<u>残任期間</u>と同一とする。</p>	<p>第4条 学校長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、通算6年を超えることはできない。</p> <p>2 任期中に欠員となったときは、後任者の任期は、前任者の<u>残存期間</u>と同一とする。</p>
<p>第5条 <u>学校長が看護師の資格を有しない場合には、看護師の資格を有する専任の副学校長をおくことができる。</u></p> <p>2 <u>副学校長は学校長の推薦により担当理事運営会議にて審議の上、理事長が任命する。</u></p> <p>3 <u>副学校長の任期は推薦を受けた学校長と同じとし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>副学校長がその任を終えたときは元の職に復する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第6条 この規程の改廃は、理事会がこれを行う。</p>	<p>第5条 この規程の改廃は、理事会がこれを行う。</p>
<p>附則 この改正は、平成17年1月18日から施行する。</p>	

大阪医科大学特別任命教員規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（給与等）</p> <p>第5条 特別任命教員の賃金は<u>教育職員の給与体系に準ずるもの</u>とする。</p>	<p>（給与等）</p> <p>第5条 特別任命教員の賃金は<u>別に定める年俸制</u>とする。</p>
<p>附則 この改正は、平成17年2月8日から施行する。</p>	

規程関係

大阪医科大学寄附講座規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(組織・教員等)</p> <p>第5条 寄附講座組織は、別に定める特別任命教員又は<u>専任の教員もしくは兼務教員</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>前項に定める専任の教員は、本学の教員の中から寄附講座の対象とする分野に精通した者を所属変更により配置する。ただし、前条に定める寄附講座の設置期間終了後は元の所属に帰属させるものとし、寄附講座在籍中の職位については従前の職位を下回ってはならず、待遇は元の所属に在籍中の例にならうものとする。</u></p> <p>3 <u>兼務教員は、本学の教育・研究・診療の遂行に差し支えない範囲で、寄附講座の任にあたるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項に定める特別任命教員及び教員もしくは兼務教員</u>の他、民間等の有識者を寄附講座担当教員に充てることができる。</p> <p>5 <u>学長は、第1項に定める専任の教員について、従前の職位を下回らない範囲で次の各号に定める職位を委嘱することができる。</u></p> <p>(1) <u>寄附講座教授</u></p> <p>(2) <u>寄附講座助教授</u></p> <p>(3) <u>寄附講座講師</u></p> <p>(4) <u>寄附講座助手</u></p> <p>6 <u>前項に定める職位は、従前の職位にかかわらず委嘱することができる。ただし、寄附講座の設置期間を超えて委嘱することはできない。</u></p>	<p>(組織・教員等)</p> <p>第5条 寄附講座組織は、別に定める特別任命教員又は<u>兼任教員</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>兼任教員は、本学の教育・研究・診療の遂行に差し支えない範囲で、寄附講座の任にあたるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に定める教員</u>の他、民間等の有識者を寄附講座担当教員に充てることができる。</p> <p>4 <u>担当教員職名は別に定める。</u></p>
<p>附則</p> <p><u>この改正は、平成17年2月8日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する安全管理規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
大阪医科大学 <u>遺伝子組換え生物等の第二種使用等</u> に関する安全管理規程	大阪医科大学 <u>組換えDNA実験</u> に関する安全管理規程
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年六月十八日法律第九十七号；以下「法律」という）並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年十一月二十一日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号；以下「規則」という）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年一月二十九日文部科学省・環境省令第一号；以下「省令」という）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成十六年一月二十九日文部科学省告示第七号）</u>に基づき、大阪医科大学（以下「<u>本学</u>」という）における<u>遺伝子組換え生物等の第二種使用等（環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止しつつ行う実験並びに保管及び運搬。以下「<u>使用等</u>」という）に当たっての拡散防止及び安全確保に必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>組換えDNA実験指針（平成十四年一月三十一日付文部科学省告示第五号、以下「<u>実験指針</u>」という）</u>に基づき、大阪医科大学（以下本学という）における<u>組換えDNA実験（以下「<u>実験</u>」という）の安全管理に必要な事項を定め、もって実験の安全を確保すること</u>を目的とする。</p>
<p>(学 長)</p> <p>第2条 学長は、<u>本学において行われる使用等に当たっての拡散防止及び安全確保</u>について責任を負う者であり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) 安全委員会の委員及び安全主任者を教授会の議を経て委嘱すること。</p> <p>(2) 安全委員会の審議を経て内部規則を制定すること。</p> <p>(3) 初めて<u>使用等を行う</u>場合又は相当期間休止した後に<u>使用等</u>を再開する場合にその旨を文部科学大臣に連絡すること。</p>	<p>(学 長)</p> <p>第2条 学長は、<u>本学における実験実施機関の長となり、実験従事者が行う実験の安全確保</u>について責任を負う者であり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) 安全委員会の委員及び安全主任者を教授会の議を経て委嘱すること。</p> <p>(2) 安全委員会の審議を経て内部規則を制定すること。</p> <p>(3) 初めて<u>実験を実施する</u>場合又は相当期間休止した後に<u>実験</u>を再開する場合にその旨を文部科学大臣に連絡すること。</p>

規程関係

新	旧
<p>(4) 安全委員会の助言を得て、第12条に定める実験従事者の健康管理に当たること。</p> <p>(5) 大臣確認実験について、安全委員会の審査を経て文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認を与え、又は与えないこと。</p> <p>(6) 機関実験について、安全委員会の審査を経て承認を与え、又は与えないこと。</p> <p>(7) 事故等の報告があった場合において、安全委員会と連携して、その状況<u>及び</u>経過等について調査を行い、必要な<u>処置及び</u>改善策等について指示を行うこと。</p>	<p>(4) 安全委員会の助言を得て、第12条に定める実験従事者の健康管理に当たること。</p> <p>(5) <u>大量培養実験を実施する場合において、実験が承認された日から5年間は、次の各号に掲げる資料を保存するとともに、文部科学大臣の求めに応じ当該資料を提供すること。</u> <u>ア 大量栽培実験が実験指針に適合していることの確認の根拠となった資料</u> <u>イ 安全委員会の審議記録</u> <u>ウ 実験設備、実験方法、実験結果等に関する事項のうち安全の確保に係る資料</u></p> <p>(6) 大臣確認実験について、安全委員会の審査を経て文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認を与え、又は与えないこと。</p> <p>(7) 機関承認実験について、安全委員会の審査を経て承認を与え、又は与えないこと。</p> <p>(8) <u>機関届出実験について、実験計画の届出を受理すること。</u></p> <p>(9) 事故等の報告があった場合において、安全委員会<u>及び安全主任者</u>と連携して、その状況、経過等について調査を行い、必要な<u>処置、改善策</u>等について指示を行うこと。</p> <p>(10) <u>実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた旨報告があった場合又は外部の環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告すること。</u></p> <p>(11) <u>その他実験の安全確保に関して教育訓練等の必要な事項を行うこと。</u></p>
<p>(委員会の設置) 第3条 本学に、大阪医科大学<u>遺伝子組換え</u>実験安全委員会（以下「安全委員会」という）を置く。</p> <p>(委員会の組織) 第4条 安全委員会は、次の各号に掲げる委員</p>	<p>(委員会の設置) 第3条 本学に、<u>実験の安全な実施を確保するため</u>、大阪医科大学<u>組換えDNA</u>実験安全委員会（以下「安全委員会」という）を置く。</p> <p>(委員会の組織) 第4条 安全委員会は、次の各号に掲げる委員</p>

新	旧
<p>で組織する。</p> <p>(1) 教授 2名</p> <p>(2) 保健管理室長</p> <p>(3) 事務系の課長職以上の者 1名</p> <p>(4) 学識経験者(学外者) 1名</p> <p>(5) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(6) <u>安全主任者</u></p>	<p>で組織する。</p> <p>(1) <u>組換えDNA研究者系の教授</u> 2名</p> <p>(2) 保健管理室長 <u>1名</u></p> <p>(3) 事務系の課長職以上の者 1名</p> <p>(4) 学識経験者(学外者) 1名</p> <p>(5) その他学長が必要と認めた<u>教授</u> <u>1名</u></p>
<p>(委員の任期)</p> <p>第5条 第4条第1項第1号、第4号、及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第7条 安全委員会は、学長からの諮問に応じ次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、これらの事項に関して学長に助言または勧告をするものとする。</p> <p>(1) <u>使用等の計画の法律及び省令</u>に対する適合性</p> <p>(2) <u>使用等</u>に係る教育訓練及び健康管理</p> <p>(3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策</p> <p>(4) その他の<u>拡散防止及び安全確保</u>に関する必要な事項</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第7条 安全委員会は、学長からの諮問に応じ次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に<u>対し</u>、助言または勧告するものとする。</p> <p>(1) <u>実験計画の実験指針</u>に対する適合性</p> <p>(2) <u>実験</u>に係る教育訓練及び健康管理</p> <p>(3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策</p> <p>(4) その他<u>実験の安全確保</u>に関する必要な事項</p>
<p>(安全主任者)</p> <p>第8条 本学に、<u>拡散防止及び安全確保に関する学長の業務を補佐するものとして安全主任者を1名以上置く。</u></p> <p>2 安全主任者は、学長が教授会の議を経て委嘱する。</p> <p>3 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 安全主任者は、<u>法律及び省令</u>を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者であり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) <u>使用等が法律及び省令に従って適正に行なわれていることを確認すること。</u></p> <p>(2) 実験責任者に対し指導助言を行うこと。</p> <p>(3) その他の<u>拡散防止及び安全確保</u>に関する必要な事項の処理に当たること。</p>	<p>(安全主任者)</p> <p>第8条 本学に、<u>実験の安全確保のため、安全主任者を置く。</u></p> <p>2 安全主任者は、学長が教授会の議を経て委嘱する。</p> <p>3 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 安全主任者は、<u>実験指針</u>を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者であり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) <u>実験が実験指針に従って適正に遂行されていることを確認すること。</u></p> <p>(2) 実験責任者に対し指導助言を行うこと。</p> <p>(3) その他<u>実験の安全確保</u>に関する必要な事項の処理に当たること。</p>

規程関係

新	旧
<p>(実験責任者)</p> <p>第9条 <u>使用等に当たっては、個々の実験計画の遂行並びにそれに伴う保管及び運搬について責任を負う者として、実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。</u></p> <p>2 実験責任者は、本学の教員でなければならない。</p> <p>3 実験責任者は、<u>法律及び省令並びにこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関連の知識及び技術に習熟した者であり、かつ、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>実験計画の立案及び実施並びにそれに伴う保管及び運搬に際して、法律及び省令並びにこの規程を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。</u></p> <p>(2) 実験従事者に対して第17条に定める教育訓練を行うこと。</p> <p>(3) <u>安全委員会が別に定める「大阪医科大学における遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する申請等手続要綱」(以下「手続要領」という)に基づき、第二種使用等承認申請等を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>使用等に当たっての拡散防止及び安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合或いは実験中若しくは保管中又は運搬中の事故等があった場合は、直ちにその旨を安全委員会委員長及び安全主任者並びに学長に報告すること。</u></p> <p>(5) その他実験の安全確保に関して必要な事項を行うこと。</p>	<p>(実験責任者)</p> <p>第9条 <u>実験従事者中、個々の実験計画の遂行について責任を負う者として、実験責任者を置く。</u></p> <p>2 実験責任者は、本学の教育教員でなければならない。</p> <p>3 実験責任者は、実験指針及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者であり、かつ、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) 実験計画の立案及び実施に際して実験指針及びこの規程を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。</p> <p>(2) 実験従事者に対して第16条に定める教育訓練を行うこと。</p> <p>(3) <u>大臣確認実験及び機関承認実験について実験計画を学長に提出すること。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>(4) <u>機関届出実験について事前に実験計画を安全主任者を通じて学長に届け出ること。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>(5) <u>実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中もしくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、安全委員会及び安全主任者に報告すること。</u></p> <p>(6) その他実験の安全確保に関して必要な事項を行うこと。</p>
<p>(実験従事者)</p> <p>第10条 実験従事者は、<u>使用等を実施するに当たっては、拡散防止及び安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従わなければならない。また、実験従事者は、あらかじめ微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及</u></p>	<p>(実験従事者)</p> <p>第10条 実験従事者は、<u>実験を計画し、及び実施するに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従わなければならない。また、実験従事者は、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法</u></p>

新	旧
<p>び関連する実験方法に精通し、習熟し<u>なければ</u>ならない。</p>	<p>及び関連する実験方法に精通し、習熟する<u>もの</u>とする。</p>
<p>(使用等に関する申請等の審査)</p> <p>第11条 学長は、第9条第3項第3号の規定による申請があったときは、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 大臣確認実験を含まない使用等については、安全委員会に諮問し、同委員会の審査の結果に基づき使用等の実施等について承認を与えるか否かを決定し、申請した者にその決定を通知するものとする。</p> <p>(2) 大臣確認実験を含む使用等については、安全委員会の審査を経て、文部科学大臣に確認を求め、その結果に基づき使用等の実施等について承認を与えるか否かを決定し、申請した者にその決定を通知するものとする。</p> <p>(3) 申請書又は報告書に不備があった場合、その確認のために安全委員会に諮問し、申請した者にその結果を通知するものとする。</p> <p>2 前項の委員会の審査は、<u>使用等</u>の内容及び実施方法、<u>使用等</u>に係る施設及び設備並びに</p>	<p>(実験の申請、届出、審査及び報告)</p> <p>第11条 実験責任者は、所定の申請手続きを経て、大臣確認実験及び機関承認実験について実験計画を学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>また、機関届出実験について事前に実験計画を安全主任者を通じて学長に届け出をしなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項の申請又は届出は、随時行なうことができる。ただし、当該実験が科学研究費補助金に係るものであるときは、本学の科学研究費補助金の交付期限までとする。</p> <p>3 実験責任者は、実験計画を変更しようとするときは、第1項の規定に準じて変更の申請又は届出をしなければならない。ただし、変更の内容が次の第1号又は第2号に掲げる場合は、実験責任者の責任において当該変更に係る記録を整備し、第3号、第4号及び第5号に掲げる場合は、学長に変更の届出をすることをもって足りるものとする。</p> <p>(1) 承認された実験計画中のDNA供与体や宿主ベクター系の性質等の変更で、安全度評価の低下を伴わない軽微なもの。</p> <p>(2) 使用する装置、機器等が特定されている実験において、その装置、機器等の能力の低下を伴わない軽微な変更。</p> <p>(3) 実験従事者の一部変更</p> <p>(4) 実験期間の5年以内の変更</p> <p>(5) 実験経費の変更</p> <p>4 学長は第1項又は前項の規定による申請があったときは、安全委員会の審査を経て、実験の実施について承認を与えるか否かを決定し、申請した者にその旨通知するものとする。この場合において、文部科学大臣の確認を必要とする実験計画については、あらかじめ、その確認を受けるものとする。</p> <p>5 前項の委員会の審査は、<u>実験</u>の内容及び実施方法、<u>実験</u>に係る施設及び設備並びに実験</p>

新	旧
<p>実験従事者の<u>使用等</u>に関する知識及び技術が<u>法律及び省令の規定</u>に適合しているか否かについて行うものとする。</p>	<p>従事者の<u>実験</u>に関する知識及び技術が<u>実験指針で定める基準</u>に適合しているか否かについて行うものとする。</p> <p>6 <u>実験責任者は、承認された実験を終了又は中止した場合若しくは実施しないこととした場合は、所定の申請手続きを経て、学長に実験の終了、中止又は不実施の報告をしなければならない。</u></p> <p>7 <u>実験責任者は、毎年度末に当該実験の実施経過を安全主任者に文書をもって報告しなければならない。</u></p>
<p>(健康管理)</p> <p>第12条 学長は、実験従事者に対し、安全委員会の助言を得て、健康診断その他の健康を確保するために必要な処置を講じるものとする。</p> <p>2 学長は、実験従事者がヒトに対する病原微生物を取り扱う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等の準備をするものとする。この場合において、学長は、実験開始後6ヶ月を越えない期間ごとに1回特別健康診断を行うものとする。</p> <p>3 学長は、実験室内又は大量培養実験区域内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>4 学長は、健康診断の結果を記録し、保存するものとする。</p>	<p>(健康診断等)</p> <p>第12条 学長は、実験従事者に対し、安全委員会の助言を得て、健康診断その他の健康を確保するために必要な処置を講じるものとする。</p> <p>2 学長は、実験従事者が人に対する病原微生物を取り扱う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等の準備をするものとする。この場合において、学長は、実験開始後6ヶ月を越えない期間ごとに1回特別<u>定期</u>健康診断を行うものとする。</p> <p>3 学長は、実験室内又は大量培養実験区域内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な処置を<u>取る</u>ものとする。</p> <p>4 学長は、健康診断の結果を記録し、保存するものとする。</p> <p>5 <u>学長は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第6項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実の調査をすとも、必要な処置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>組換え体を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。</u></p> <p>(2) <u>組換え体により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>組換え体により、実験室、実験区域又は大量実験区域が著しく汚染された場合に、そのその場に居合わせたとき。</u></p> <p>6 <u>実験従事者は、絶えず自己の健康について</u></p>

新	旧
	<p>注意することとし、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を学長に報告するものとする。上記の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。</p>
<p>(緊急事態発生時の措置)</p> <p>第13条 <u>実験責任者は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当するとき又は同様の報告を受けたときは、直ちに事実の調査をし、必要な措置を講ずるとともに、これを安全主任者及び安全委員会委員長並びに学長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>組換え体を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。</u></p> <p>(2) <u>組換え体により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>組換え体により、実験室、実験区域又は大量実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。</u></p> <p>(4) <u>健康に変調を来した場合若しくは重症の又は長期にわたる病気にかかった場合。</u></p>	<p>(実験の実施)</p> <p>第13条 <u>実験従事者は、実験の実施に当たっては、次の各号で定めるところに従わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実験は、実験指針に適合する実験室において行うこと。</u></p> <p>(2) <u>実験は、承認を受けた計画に従って行うこと。</u></p> <p>(3) <u>実験は、その安全を確保するため、微生物実験室で一般に用いられる標準的な実験方法を基本とし、実験の安全度評価に応じて、物理的封じ込め及び生物学的封じ込めの方法を適切に組み合わせて計画され、及び実施されるものとする。</u></p> <p>(4) <u>実験を実施したときは、その都度実験記録を作成し、保存すること。</u></p>
<p>(遺伝子組換え生物等の取り扱い)</p> <p>第14条 <u>実験責任者は、実験従事者に対して、実験開始前及び実験中において、常時実験に用いられる核酸供与体及び供与核酸並びに宿主等が拡散防止措置の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(遺伝子組換え生物等の保管及び運搬)</p> <p>第15条 <u>遺伝子組換え生物等の保管について、執るべき拡散防止措置は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない容器に入れ、かつ当該容器の外側の見やすい箇所に、遺伝子組換え生物等である旨を表示すること。</u></p> <p>(2) <u>容器は所定の場所に保管するものとし、容器の保管場所が冷蔵庫等の設備である場合には、当該設備の見やすい箇所に、</u></p>	<p>(組換え体の取扱い)</p> <p>第14条 <u>組換え体を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>組換え体を含む試料及び廃棄物は、組換え体であることを表示し、その組換え体を用いる実験に関して定められた物理的封じ込めレベルの条件を満たす実験室、実験区域又は大量培養実験区域内に保管するものとする。この場合において、組換え体を含む試料及び廃棄物を保管す</u></p>

新	旧
<p><u>遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示すること。</u></p> <p><u>2 遺伝子組換え生物等の運搬について、執るべき拡散防止措置は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない容器に入れること。</u></p> <p>(2) <u>実験に当たって執るべき拡散防止措置がP3 (A,P) レベル、LS2レベル以上のものについては、事故等により容器が破損しても遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しないよう容器の構造を二重にすること。</u></p> <p>(3) <u>最も外側の容器の見やすい箇所に、取り扱いに注意を要する旨の表示をすること。</u></p>	<p><u>る冷凍庫、冷蔵庫等には組換え体を保管中である旨を表示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>実験責任者は、この組換え体を含む試料及び廃棄物の記録を作成し、保存するものとする。ただし、P2レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物の記録は、実験記録をもって代えることができる。</u></p> <p>(2) <u>P2レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物を実験室の外に運搬する場合は、漏れのない容器に入れて実験室で密閉して搬出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>P3レベル以上の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物を実験室又は実験区画の外に運搬する場合は、漏れのない容器にいれて実験室で密閉するとともに、当該容器が破損しても内容物が漏出しないようにして搬出するものとする。</u> <u>この場合において、容器又は包装物の表面の見やすいところに「取扱注意」と朱書するものとする。</u></p> <p>(4) <u>組換え体を運搬する必要が生じた場合は、当該生物が組換え体であること及びその内容、運搬元、運搬先の機関及び責任者の連絡先を明確にするとともに、必要に応じ事故時の対応方法を示した文書を添付するものとする。</u></p> <p>(5) <u>実験責任者は、運搬しようとするときは、その都度、運搬する組換え体の名称、数量並びに運搬先の機関名及び責任者名を記録し、保存するものとする。ただし、P2レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体の記録は、実験記録をもって代えることができる。</u></p> <p>(6) <u>大量培養実験については、LS - Cレベル又は特別な物理的封じ込めで用いる組換え体を含む試料及び廃棄物を大量培養実験区域の外に運搬する場合には、P2レベル以下の物理的封じ込めを必要とする場合と同様に取り扱うものとする。当該運搬物がLS - 1及びLS - 2レベルで用い</u></p>

新	旧
	<p>る組換え体を含む試料及び廃棄物の場合には、P3レベル以上の物理的封じ込めを必要とする場合と同様に取り扱うものとする。</p> <p>(7) <u>動物及び植物の運搬については、第3号から第7号に掲げるもののほかについては、実験指針第7章に準じる。</u></p> <p>(8) <u>実験終了後の組換え体の取扱いについては以下のごとくとする。</u> <u>ア 実験終了後は、組換え体を不活性化し、処分するものとする。ただし、当該実験以外の実験に用いるため当該組換え体を保存する場合は、この限りではない。</u> <u>イ アに規定する場合においては、当該組換え体の記録を作成し、保存するものとする。</u> <u>ウ 保存された組換え体を用いる実験を実施する場合は、新たな実験計画の立案その他の所要の手続きを行うものとする。</u></p> <p>(9) <u>組換え体によって汚染された実験用機器を洗浄し若しくは再使用するとき又は施設外に搬出するときは、事前に滅菌又は消毒すること。</u></p>
<p>(施設、設備の管理、保全等) <u>第16条 学長は、使用等を行う施設（以下「実験施設」という）及び設備を、法律及び省令に定める拡散防止措置の内容に従って設置し、その管理及び保全に勤めなければならない。</u></p> <p>2 <u>実験責任者は、実験施設及び設備の管理及び保全等を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>実験責任者は、実験施設及び設備について、省令で定める拡散防止措置の内容に定められた所定の表示をし、実験の性質を知らない者に施設に立ち入らせないこと。</u></p>	<p>(施設、設備の管理、保全等) <u>第15条</u></p> <p>実験責任者は、次の各号の定めるところにより施設、設備の管理、保全等を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>第14条第一号に準じて組換え体を保管し、表示するものとする。</u></p> <p>(2) <u>施設が3Pレベル以上のものであるときは、安全主任者の指導助言の下に、定期的に年1回当該施設が実験指針で定める要件を満たしていることを確認するための検査を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>実験に使用する安全キャビネットにつ</u></p>

規程関係

新	旧
	<p>いて、安全主任者の指導助言の下に、<u>実験指針の定めるところにより検査を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>P2レベル以上の実験を行っているときは、実験指針で定める封じ込めのレベルに応じた表示を掲げ、実験の性質を知らない者を施設に立ち入らせないこと。</u></p>
<p>(教育訓練)</p> <p>第17条 実験責任者及び学長は、<u>使用等開始前</u>に実験従事者に対し、<u>法律及び省令並びに</u>この規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行うものとする。</p> <p>(1) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術</p> <p>(2) <u>拡散防止及び安全確保に関する知識及び技術</u></p> <p>(3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識</p> <p>(4) 事故発生の場合の処置に関する知識 (大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)</p>	<p>(教育訓練)</p> <p>第16条 実験責任者及び学長は、<u>実験開始前</u>に実験従事者に対し、<u>実験指針及び</u>この規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行うものとする。</p> <p>(1) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術</p> <p>(2) <u>物理的封じ込めに関する知識及び技術</u></p> <p>(3) <u>生物学的封じ込めに関する知識及び技術</u></p> <p>(4) 実施しようとする実験の危険度に関する知識</p> <p>(5) 事故発生の場合の処置に関する知識 (大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)</p>
<p>(危険時及び事故等の措置等)</p> <p>第18条 実験責任者は、事故等により生物災害が起こるおそれのある場合又は地震、火災その他の災害により組換え体が施設外に漏出するおそれがある場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全主任者及び安全委員会委員長<u>並びに</u>学長に報告した上、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の状況について調査し、<u>安全委員会</u>の意見を聴いた上、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(危険時及び事故等の措置等)</p> <p>第17条 実験責任者は、事故等により生物災害が起こるおそれのある場合又は地震、火災その他の災害により組換え体が施設外に漏出するおそれがある場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全主任者、安全委員会委員長<u>及び</u>学長に報告した上、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の状況について調査し、<u>安全主任者</u>の意見を聴いた上、適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(記録及び保存)</p> <p>第19条 <u>実験責任者は、使用等実験終了(中止)時に、実験に係る安全の確保に関し必要な事項を</u>手続要領に定める使用等実験終了(中止)報告書に記録し、5年間保存しなければならない。</p> <p>2 <u>実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>又は提供又は委託を行う場合（以下「譲渡等」という）或いはこれらを受ける場合（以下「譲受等」という）<u>法律、省令等の定める情報提供に関する措置を行うとともに、譲渡等に際して提供した情報等又は譲受等に際して提供を受けた情報等を記録し、保存しなければならない。</u></p> <p><u>3 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の輸出に際して、法律、規則等の定める輸出に関する措置を行うとともに、その情報を記録し、保管しなければならない。</u></p>	
<p>（定義） <u>第20条</u> この規程の用語の解釈は、<u>法律及び省令</u>の定義に従うものとする。</p>	<p>（定義） <u>第18条</u> この規程の用語の解釈は、<u>実験指針</u>の定義に従うものとする。</p>
<p>（雑則） <u>第21条</u> この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>（規程の改正） <u>第22条</u> この規程の改正は、<u>安全委員会の議を経て、教授会の承認をもって行うものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>附則 <u>この改正は、平成16年11月17日から施行する。</u></p>	

寄付金

新総合棟建設に係る寄付金の応募状況について

平成16年12月末現在

区分	項目	寄 付 金	
		件数	総額（円）
一般企業		210	231,469,000
関連病院		30	25,960,000
学生保護者関係		21	6,699,100
仁泉会関係		238	45,252,000
白友会関係		35	2,358,000
本法人役員・評議員		38	25,610,000
教職員関係（教職員OB含む）		1,098	73,105,000
その他		9	2,651,840
	計	1,679	413,104,940

教職員と仁泉会会員または白友会会員と重なる方については、教職員にカウントしております。上記表について、前回の表から区分（所属）を見直しました。また、件数については、1回の入金を1件として数えるように変更しました。多人数の寄付金を申込書1枚でとりまとめて提出のあった分について、平成16年9月30日以前は人数分を件数として挙げていましたが、今回より1件として数えておりますのでご了承ください。

寄付金申込者

平成16年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は214件、金額は79,936,000円です。ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。尚、分割納付されている方については、初回のみ掲載させていただきます。件数については、1回の入金につき1件として数えているため、ご芳名掲載数と一致しないことがありますのでご了承ください。（順不同・敬称略）

企業関係 12件 金額 56,300,000円

株式会社高浄 帝人在宅医療関西株式会社 株式会社ダスキンヘルスケア
株式会社やよい 株式会社エム・アイ・ディー 東芝メディカルシステムズ株式会社
オカノマネジメントコンサルタンツ株式会社 村中医療器株式会社 東洋美工株式会社
毎日美装株式会社 協栄ビル管理株式会社 株式会社ニチイ学館

関連病院関係 9件 金額 5,230,000円

医療法人愛仁会高槻病院 社会保険紀南総合病院
財団法人日本生命済生会附属日生病院 特定医療法人協和会総合加納病院
医療法人中央会 医療法人景岳会 医療法人晋真会ペリタス病院
医療法人春秋会西大阪病院

仁泉会関係 91件 金額 11,502,000円

堅田 綏	深澤 高士	寺倉 勝彦	橋平 成章	川西貴美子	田村 泰臣
梶川 博	志熊 肅	鹿野 秀雄	小出 尚志	古家 定継	前田 環
医療法人竹風庵		佐野 求	小森 弘士	吉原 正道	柿本祥太郎
川井 清行	加納 守男	高橋 嘉彦	片山 外一	加藤 佳典	安井多喜雄
青山 文代	三崎 玉雲	西野 慎吾	津田 孝憲	吉村 克三	玉井 和典
末澤 登	両林 秀雄	柿畑 健二	森瀬 融	根来 敬二	武田 吉弘
平山 公三	川上 理郎	福井 浩	市岡 五道		平田 忠範
平田 裕二	平田 結衣	米田 正國	宮本新太郎	常田 實	隠岐 和彦
医療法人善明会		杉本 栄	田中 秀紀	医療法人栗山診療所	
坂田 京一	林 剛吉	渡辺士乃武	喜田 衛	渡辺 義信	三上 正憲
寺西 伸介	中明 孝夫	中山 孝	医療法人奥田眼科学園前診療所		
医療法人社団野村医院		岡 智子	長尾 光	島田 瑞夫	大八木 明
矢津 和宏	清木 康雄	稲毛 昭彦	志磨 美緒	岩井 恵美	藤崎 和則
波多野元久	灰塚 隆敏	三宅洋之介	北島 栄彦	医療法人社団兜坂眼科医院	
上田亜紀子	西浦 尚代	上田英一郎	土井 志郎	丸川 治	丸川 恭子
北脇 脩	荒木 恒治	神谷 鏗	恒川 恵治	宮前 有子	間島 毅彦
医療法人飯盛医院					

学生保護者関係 1件 金額 300,000円

大塚 博

教職員関係 101件 金額 6,604,000円

福田 謙二	高淵 雅廣	松井 清司	山下 和彦	中井 裕士	福山 フミ
森本真佐子	佐野 雅昭	島原 政司	鶴長 建充	仲井 薫	大岡 悦子
芦村早百合	牧谷 知幸	長浜 康弘	喜多 哲子	谷口 弘美	阿部 貞子
橋本 輝子	遠山 千鶴	錦辺恵美子	水本 志信	富士原 彰	宮武 伸一
金山萬里子	黒岩 敏彦	成松 正治	芝山 雄老	窪田 隆裕	時松 敬明
宮崎 瑞夫	池田 恒彦	近藤 利之	大林 明	中村 千晶	岩井 泰子
中山あゆみ	山岡 るみ	小野寺奈美	黒木 吏花	山下 良子	小川 竜介
中西 豊文	足立 至	島袋 幸子	仲 君子	神原 清人	木村 文治

寄付金

看護専門学校新校舎建設に係る寄付金の応募状況について

平成16年12月末現在

(上段：件数)
(下段：金額)

納付月	旧制看護婦学校	新制看護婦学校	准看護婦学校	産婆講習会	二年課程全日制	二年課程定時制	三年課程	助産婦学校	特別会員	保護者	非会員	顧問	企業等	寄付金額計	備考
6	1	4	0	0	31	12	15	2	3	0	5	0	0	73	白友会からの寄付(800万円)は三年課程に計上
	50,000	400,000	0	0	1,900,000	980,000	8,300,000	600,000	200,000	0	93,000	0	0	12,523,000	
7	2	6	5	0	46	7	34	0	0	2	18	0	0	120	
	110,000	1,500,000	160,000	0	760,000	330,000	430,000	0	0	40,000	262,000	0	0	3,592,000	
8	2	2	6	0	20	9	21	0	0	11	4	1	0	76	二年課程34回生からの寄付は二年課程全日制に計上
	70,000	310,000	110,000	0	570,000	270,000	350,000	0	0	170,000	170,000	100,000	0	2,120,000	
9	2	1	2	0	5	5	0	0	1	16	1	1	0	34	
	120,000	100,000	60,000	0	150,000	150,000	0	0	50,000	400,000	30,000	300,000	0	1,360,000	
10	1	1	1	0	2	9	2	0	0	8	0	0	0	24	
	100,000	50,000	10,000	0	80,000	180,000	20,000	0	0	90,000	0	0	0	530,000	
11	1	1	0	0	4	2	1	0	0	4	0	0	0	13	
	20,000	100,000	0	0	95,000	20,000	10,000	0	0	130,000	0	0	0	375,000	
12	0	1	5	0	20	6	26	0	2	5	11	0	1	77	
	0	50,000	60,000	0	330,000	220,000	330,000	0	100,000	240,000	1,180,000	0	1,000,000	3,510,000	
計	9	16	19	0	128	50	99	2	6	46	39	2	1	417	
	470,000	2,510,000	400,000	0	3,885,000	2,150,000	9,440,000	600,000	350,000	1,070,000	1,735,000	400,000	1,000,000	24,010,000	

複数の学校制度に所属していた場合は原則として白友会会員番号に登録している学校に計上

寄付金申込者

平成16年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は、114件、金額は4,415,000円です。
ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

鈴木 瑤子	松村 洋子	中川 房子	山本 泰弘	小野 武子	平野 満
武藤 隆晴	副島利津子	成富 久人	梶原 隆	岡 節子	水野 時子
服部 早苗	赤松 勝	森本百合枝	吉津喜久子	杉 美代子	三角フクミ
河内 強	後藤 八郎	藤本かつ子	川島 洋子	山田 公子	林 俊昭
名井 敦志	百々 道子	辻中美左子	鐘ヶ江一男	堀 正子	大野恵美子
田村 律子	谷本 良子	浜崎 利子	園 まつ子	高田キリエ	村井 富子
鈴木 豊明	後藤 定子	中村みどり	山田 鈴子	草野 繁次	松上美由紀
西山 順子	吉田 孝子	筒井 喜樹	亀尾 茜	岩崎マサノ	小舟 佑果
石橋 朋子	北裏 栄子	崎山 三代	田畑 夏美	西村茉莉子	森元 由美
國澤 隆雄	豊田 瑞恵	秦 八重子	大塚いずみ	間曾 啓子	大塚 映子
村田 雅子	小谷 友紀	渡 真紀	佐藤 理香	山田 有希	坂本 裕美
川名 順子	小川 恵子	地蔵 展子	三科 博美	松野木千鶴	藤永 孝

東山 信子	辻内 民子	坂野 由季	三谷 優華	城田 知美	坂本 清美
岩村 善恵	岩本 明子	岩川 幸子	井筒 朝子	川井みどり	中村めぐみ
金江 由香	中山サツキ	内海美千代	井口真知子	岩澤しのぶ	橋口 宮子
川島 久美	石崎 亮子	門田小夜香	平野 咲子	仲田 志穂	塩田 美佳
井上 翠	岡 真由美	杉本 佳世	梶原 和子	井上 恵	平野 優
西村 尚子	日栄 美輪	秋元 恵	藤崎 梓	上野山恵子	野原 久枝
廣田 蘭子	南 佳余	木村 雅美	谷戸 奈央	石井 和江	協栄ビル管理株式会社

高次脳機能発達総合研究寄附講座運営資金

寄付金申込者

平成16年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は、2件、金額は15,200,000円です。
ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

小西医療器株式会社 株式会社ハーフセンチュリー・モア

寄付金募集についてお願い

平成15年7月17日に、長年の懸案となっておりました新総合棟（病院7号館）の建設に着手いたしました。完成後は、教育・研究・診療の水準を格段に向上させると共に、地域医療の基幹病院としての役割を更に強固にするものであります。

この事業には、多額の建設資金を必要とし、その資金確保には、全学挙げて努力しておりますが、本学のおかれている現状では、学生の保護者、仁泉会会員（本学卒業生）、白友会会員（看護専門学校卒業生）、本学関係者はもとより各界、各位に、広くご支援を仰がなければならないのが実情であります。

つきましては、現下厳しい経済情勢の折、何卒本学の意をお汲みとり戴き、格別のご支援を賜わりますよう伏して、お願い申し上げます。

募金に関する問い合わせ先：

大阪医科大学財務課

TEL 072-684-6344（直通）

叙勲について

旭日小綬章 名誉理事長相談役 田中忠彌先生



本法人名誉理事長相談役の田中忠彌先生には、平成16年秋の叙勲に於いて長年の私学振興功勞に対し、旭日小綬章を受章されました。

感謝状について

大阪府医師会からの感謝状

平成16年11月7日、社団法人大阪府医師会創立57周年記念式典において、病態検査学・清水 章教授並びに中央検査部・上田一仁主任が、大阪府臨床検査精度管理委員会委員としての十年余におよぶ功績に対し、感謝状を授与されました。



法医解剖等にかかる感謝状

大阪府警察本部長名の感謝状が1月5日付で、理事長及び学長宛に送付されました。全国的に異常死体件数は増加傾向にあり、平成16年の本学での法医解剖数は242体に達しています。こうした本学の地道な社会貢献に対し、書面をもって深い謝意が示されました。

社会の高齢化がますます顕著となるなか、異状死体の件数は今後増加することが予想される状況にあります。皆様には、教育、研究にお忙しい中、誠に恐縮ですが、今後とも宜しくご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

本来ならば直接参上し御礼申し上げますところ、略儀ではございますが、貴会並びに貴大学の益々のご発展を心より祈り申し上げます。書面をもちまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

平成一七年一月五日

大阪府警察本部長
藤澤 隆雄 殿

大阪府警察本部長
米村 敬明

護送
初春の候、貴大学の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、法医解剖業務をはじめ、各種鑑定の実施等種般の警察業務に關し、一方ならぬお世話になり、衷心より御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、異状死体の件数は、全国的に年々増加傾向にあり、年間一万体を超えております。異状死体検数のこのよう増加に比例して、各大学の先主方にお願ひしております解剖・検査に、はじめて事件性の有無を判断できる、遺体の数も年々増えつつあります。また、昨今マヌケミテ報道されておりますように、医療行為関連死における遺族からの死因究明の高まりも一つの警察として、今後、ますます解剖数・検索数とも増加することが考えられるところで、それを裏付けるように、昨年一年間で貴大学にお願ひしました法医解剖等は合計二百二体以上であり、平素から、「最善学府」として、社会的貢献は当然のこと」との先主方のお言葉をいただいているとはいえず、先主方におかけしているご負担はいかばかりかと、誠に恐縮いたしております。

受賞について

救急功労者表彰 救急医療部 富士原 彰教授

平成16年9月9日（木）「救急の日」にちなんだ総務省消防庁による平成16年度救急功労者表彰式において、救急業務や救急医療に関する功労者、個人5名及び1団体に対して消防庁長官から表彰状が授与され、本学の救急医療部・富士原教授が受賞されました。



食品衛生優良施設表彰 栄養部

栄養部は平成16年10月29日（金）厚生労働省・社団法人日本食品衛生協会より「食品衛生優良施設」の表彰を受けました。（於：東京）選考報告では、施設として「平素からの改善意欲と日々の努力が感じられる」との行政からの評価が得られたとのこと。

当栄養部は、昭和40年10月附属病院事務の給食課として発足し患者様のための食事の提供に努力してまいりましたが、現在は栄養部として病院機能の一翼も担って日々邁進しております。これからも施設の整備や給食システムをさらに見直し、より万全なフードサービスシステムを確立したいと考えています。栄養部の理念である「安全でおいしい病院食を提供する」を第一に掲げ、臨床においても医療スタッフの一員であるとの自覚をもって一同協力していきたいと考えています。今後とも皆様のご指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。



日本泌尿器科学会総会賞受賞 泌尿器科学・東 治人講師

泌尿器科学・東 治人講師が、平成16年4月に開催された第92回日本泌尿器科学会総会にて、優秀な演題10題に対して与えられる総会賞を受賞されました。

表彰を受けた演題は以下のとおりです。

“超音波照射を用いたNFkB-decoy-移植腎局所的導入によるラット腎移植に対する治療効果の検討”



受賞・学術奨励金等について

日本実験潰瘍学会奨励賞受賞

第1生理学・藤原祥子副手

第1生理学・藤原祥子副手（研究機構・中張プロジェクト）が、平成16年11月20日に第32回日本実験潰瘍学会にて、優れた研究成果に対して与えられる奨励賞を受賞されました。

なお、賞金50万円は本学に奨学寄付されました。

表彰を受けた研究課題は以下のとおりです。

“胃幽門腺粘液分泌に対するインドメサシンの2つの効果:PGE₂合成阻害とアラキドン酸蓄積”



学術奨励金等について

第14回（平成16年度）助成金 [公益信託 日本白血病研究基金]

研究課題名	所属・職・氏名	助成金額
急性前骨髄性白血病細胞におけるレチノイン酸分化誘導機構の解明	小児科学教室・ 助手・瀧谷公隆	50万円

平成16年度日本医師会医学研究助成費 [日本医師会]

研究課題名	所属・職・氏名	助成金額
劇症1型糖尿病患者尿中に発現する遺伝子の網羅的検討	第1内科学教室・ 助手・今川彰久	150万円
造影剤+超音波によるNF Bデコイ-HGF遺伝子同時導入：移植腎長期生着の試み	泌尿器科学教室・ 講師・東 治人	150万円

第17回（平成16年度）小児医学研究助成 [財団法人 母子健康協会]

研究課題名	所属・職・氏名	助成金額
急性前骨髄性白血病のレチノイン酸分化誘導時に発現する標的遺伝子群の機能解析	小児科学教室・ 助手・瀧谷公隆	120万円

平成16年柔道整復学研究費助成金 [社団法人 日本柔道整復師会]

研究課題名	所属・職・氏名	助成金額
新しい歩行ゆらぎ測定解析装置の開発	第1生理学教室・ 講師・宮本 学	30万円

平成16年度 第 回 学位記授与

平成16年度第 回学位審査により、大学院医学研究科修了者（甲）論文提出者（乙）合わせて8名が合格し、平成16年12月2日（木）午後2時より第2会議室において、学長並びに指導教授出席のもと、学位記授与式が行われました。

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第691号	竹原 幹雄	Vascular Endothelial Growth Factor A and C Gene Expression in Endometriosis (子宮内膜症におけるVEGF-AおよびVEGF-C遺伝子発現)
甲第692号	津田 泰宏	Three Different Neutrophil Subsets Exhibited in Mice with Different Susceptibilities to Infection by Methicillin-Resistant <i>Staphylococcus aureus</i> (メチシリン抵抗性ブドウ球菌に対する感受性が異なるマウスに存在する三種類の好中球)
甲第693号	山本 善哉	Effect of suture repair on expression of $\alpha 1$ integrin subunit in wounded rat patellar tendon (ラット膝蓋腱損傷後の修復過程におけるインテグリン $\alpha 1$ の発現と縫合処置が与える影響)
甲第694号	渡部 琢治	Postischemic intraventricular administration of FGF-2 expressing adenoviral vectors improves neurologic outcome and reduces infarct volume after transient focal cerebral ischemia in rats (ラット一過性局所脳虚血モデルにおけるFGF-2発現アデノウイルスベクター脳室内投与による神経学的改善と梗塞巣縮小効果に関する検討)

番 号	氏 名	論 文 題 名
乙第982号	中嶋 章貴	Prevalence of <i>Helicobacter pylori</i> antibodies in long-term dialysis patients (長期透析患者におけるヘリコバクターピロリ感染症)
乙第983号	井上 彰子	Molecular mechanism of diclofenac-induced apoptosis of promyelocytic leukemia: dependency on reactive oxygen species, Akt, Bid, cytochrome c, and caspase pathway. (ジクロフェナクによるヒト前骨髄性白血病細胞のアポトーシス誘導機構)
乙第984号	川島 啓誠	Evaluation of Cell Death and Proliferation in Psoriatic Epidermis (尋常性乾癬における細胞死と増殖の評価)
乙第985号	榎 貴士	Adenovirus-Mediated <i>mda-7 (IL24)</i> Gene Therapy Suppresses Angiogenesis and Sensitizes NSCLC Xenograft Tumors to Radiation (肺非小細胞癌に対するアデノウイルスベクターを用いた <i>mda-7 (IL24)</i> 遺伝子治療の血管新生抑制および放射線増感効果に関する検討)

入試広報活動報告

入試広報活動報告

受験者募集プロジェクト委員長 学生部長 大槻 勝紀

少子化が進展する中、私立大学の4割近くが定員を割っており、2007年には「大学全入時代」を迎えます。そのような時代にあっても、高い偏差値と多くの受験生を維持していることは、これまでの本学教職員・卒業生の努力と、保護者の皆様の厚いご支援の結果であることは申すまでもございません。

しかしながら、市場変化のスピードはめざましく、従来の入試制度や学生募集のあり方では本学の受験水準の維持はおろか、経営そのものに影響が懸念される状況であることも事実です。



(写真1)

そこで、本年度は経過年度中ではありましたが、「受験者募集プロジェクト」を立ち上げ、8月5日に「オープンキャンパス」の実施、続いて「高等学校訪問」、「高等学校進路指導担当・3年生担任対象説明会」(写真1)と新たな活動を開始いたしました。

ここで、平成16年10月27日に開催いたしました「高等学校進路指導担当・3年生担任対象説明会」についてご報告いたします。

短期間の広報にもかかわらず、ご参加いただいた高校は、公立6校・私立18校計24校となりました。

当日は講義実習棟第 講堂にて、15:00から開催いたしました。

プログラムは島田眞久学長より『本学の医学教育、今後の大学構想について』と題し、本学のこれまでの医学教育と平成17年創設する新講義実習棟・新病棟について講話いただき、産婦人科学・後山尚久助教授より『臨床力・これからの医師に求められるもの』をテーマに、本学の教育目標である『良医の育成』また、教育の特色である『臨床力』と教育実績を具体的にお話いただきました。

「教育の特色」は、かねてよりすべての教育機関に対して明確にすることを求められていますが、その多くが受験生やその保護者に対して向けられたものではなく、平易な言い方をすれば大変「わかりづらく」、「進学するメリットが具体的ではない」と言えます。本学は医療が国民の視点に立った、また「独自性・地域性を備えたオンデマンド型(需要者主導型)医療サービスの提供」が重要であり、結果、医師は高い「臨床力」が必要とされることに着目し、教育目標を「高い臨床力=良医」としています。それゆえ「入学・卒業するための医学部」ではなく、卒業後、勤務医として、開業医として患者様から選択される「臨床力」をもった医師の育成が本学の大きな特色です。今回、高校の先生方にこの点は充分ご理解いただけた様子でした。

続いて千原教授から「本学の入試について」と題し、本学の入試の目的等をお話いただき、さらに古谷教授から「本学の入試傾向」について話していただきました。古谷教授から、「単純に知識を暗記するのではなく、何故そうなのか深く理解しながら勉強に取り組んでいただきたい」という内容を過去の問題を取り上げて具体的に説明いただきました。本学の入試問題は「良問」であると予備校等、入試関係者から評価を得ておりますが、「何故、本学が深い知識を必要とする問題を出しているか」の理解は高校側にも、受験者にも希薄であることが高校訪問の結果、判明したことから、今回は特に理解を得られるよう配慮しました。

「教育内容・特待生制度」について私が説明いたしました。「特待生制度」は少しでも入学時の学費負担を軽減するよう本プロジェクトが働きかけ、来年度から導入することとなりました。

説明会終了後の懇親会では高校の先生方と学長はじめ本学の教職員との間で忌憚ない意見交換がなされました。直接、教職員から教育内容や学生の様子などを高校の先生方に伝えることができた上、本学を身近に感じていただけたことは大きな成果でした。

今まで、高校から本学に対して、「よい大学である」「伝統がある」との評価はいただいているものの、本学の優位性は具体的には浸透しておらず、逆に単に「難しい」イメージをもたれている傾向があることも事実です。その結果残念なことに「学費」のみの比較で国公立に進学を決定、また「合格しやすい」大学を受験する傾向も多く見られます。本学が希求しているものを高校や受験生、保護者の方に広く伝え、理解と賛同を得ることも大学としての責務であると考え、本プロジェクトは活動しています。

さらに、平成16年12月24日に高校3年生・既卒生対象に参加者100名限定の「入試説明会・直前特別ゼミ」(写真2)を開催いたしました。クリスマスイブではありますが、高等学校の第2学期の終業式が行われるため、午後であれば受験生も参加しやすいと考え企画しました。但し、「医学部」という受験生層が限られた分野であること、またセンター試験を間近に控えた時期でもあり、それほど多くは集まらないだろうというのが予備校はじめ、大抵の予想でした。しかし、開会15分前にはほぼ満席となり、補助席を追加するほどの盛況となりました。

前半は千原教授が「本学の入試について」受験生にわかりやすく説明され、古谷教授から「本学の入試傾向について」暗記だけで通用する入試ではなく、基礎力が重要であることをこれもまたわかりやすく説明されました。受験生や保護者の方は皆、熱心に聞き入っておられました。

後半は受験生が予備校主催の「数学の過去問題解説」に、保護者の方は「個別相談会」に参加されました。

近畿地区は勿論、遠方から参加された受験生もあり、その熱心な姿勢には目を見張るものがありました。

「オープンキャンパス」「入試説明会」をきっかけに、本学の特色や入試についての考え方、また望まれる医師像などが多くの受験生と保護者の方に理解され、本学を目指される方が増えることを願ってやみません。

最後に、平成16年10月、本学は全国の単科医科大学で初めてR&I(株式会社格付投資情報センター)「格付評価」を受け、その結果「A+」の評価を得ました。格付では特に経営内容が評価の対象となるため、これまで格付を受けた大学は慶應・早稲田・同志社など総合大学に限られていました。格付の講評において本プロジェクトの活動も高く評価されていました。これも一重に本プロジェクト委員・教学部職員・学生部委員、学長ならびに法人の支援と協力の賜であると思います。紙面を借りて厚く御礼申し上げます。



(写真2)

本年も受験生と保護者の方に、本学の特色と共に医師として必要なコンプライアンスや倫理観、また今後望まれる医師像を理解いただき、数多くの方が、本学を目指されるよう活動してまいります。

北京滞在記（日中友好病院での講演を中心に）

脳神経外科学 助教授 宮武 伸一

昨年の11月19日より21日まで上海で第3回アジア脳腫瘍学会が開催された。日本でのこの学会の世話人を選んでいただいております、演題を出す必要があった。また、この数年間、われわれ脳神経外科学教室では、京都大学原子炉実験所との共同研究により悪性脳腫瘍に対する新規放射線治療である「硼素中性子捕捉療法（Boron Neutron Capture Therapy, BNCT）」を進めており、症例数は右肩上がり、国内外から紹介を受けている。一方、中国は人口13億人を抱える大国である。単純計算でも日本の10倍の脳腫瘍の患者さんがいる訳である。この機会に中国の方にBNCTのすばらしさを知っていただければ、多くの患者さんを紹介頂き、この方々のお役に立てるのではないかと、また中国でも



講演に先立ち、脳外科病棟を案内頂き、脳腫瘍の患者さんを回診している

この治療が行えるよう、お手伝いできるのではと考えた。そのためには上海だけでは不十分であり、やはり北京でも講演がしたい。しかしながら、この時点で、北京のどこで講演を行うべきか、また誰がkey person であるのかがわからなかった。この考えを9月のある日、教室の黒岩教授にお伝えすると、すぐに中山国際交流センター委員：大槻勝紀教授、同委員長：河野公一教授へお話しが伝わり、その日のうちに日中友好病院事務部の尹勇鉄さんに電話で連絡を取っていただいた。話が詰まって行き、先方のkey person として放射線治療部門の王継英教授をご紹介頂き、e-mail でやりとりを行った。また中国に行く前、10月にBostonで講演を行った際、北京にあるNeutron Irradiator Research and Manufacture Center（以下Neutron Center）からも別途北京での講演を依頼された。結局、8日間で学会発表一回、講演4回（同行の脳神経外科の諸先生にも学会発表以外に延べ6回の講演を組んだため）、移動日3日という超過密スケジュールとなった。

さて、ここから北京。当地には講演前日の21日に入った。空港にはNeutron Centerからの出迎えの方がいらっしゃり、難なくpick-upして頂けた。ホテルについてcheck-inを済ませるとまだ4時。もう故宮には入れないが、天安門広場には行ける。急いで仲間と行った。すばらしかった。さてここからが問題であった。夜7時にホテルで待ち合わせをしていたのであるが、天安門広場からタクシーに乗れないのである。日本語はもちろん、英語も通じない。途方にくれながらホテルの方向に歩き出し、ようやく45分後タクシー乗り場を見つけ、ホテルの地図を見せて何とかホテルに戻れた。夜は四川料理をご馳走になった。ピリ辛大好きの小生でも遠慮したいほど、すべての料理が「麻」（山椒の辛さ）と「辛」（唐辛子の辛さ）のオンパレードであった。

翌日、いよいよ講演当日、朝8時にホテルに迎えの方がいらした。まずNeutron Centerでの講演。三人で2時間半の講演を終え、簡単な食事を済ませ、約束の午後1時ちょうどに日中友好病院に着いた。まず驚いたのが、その敷地の広さであり、次に鑑真和上の銅像である。なるほど「日中友好病院」（中国名「中日友好医院」。以下この記載で統一）。病院玄関には日本各地の大学名を記したplateが並び、その中央に大阪医科大学のプレートが光っていた。病院内を尹さんに案内頂き、改めてその規模に驚かされた。また、複数のMRIをはじめ、最新の放射線治療装置である強度変調型の定位放射線治療装置が一昨年より稼動し、さらにはわが国でも5台しか稼動していない陽子線治療センターの建設計画があるとも伺った。実は講演予定のスライドに悪性脳腫瘍に対するこれらの最新放射線治療のデータも入れて

いたのであるが、これらの装置は本学にはなく、データも日本各地の知人からの借用であったので、あわてて、数枚のスライドを省いて紹介した次第である。上海でも某病院を訪れて、講演、見学を行ったが、中日友好医院の威容、その医療レベルの高さはその比ではなく、驚かされた。脳外科の主任教授にもご挨拶ができたが、中国各地から三叉神経痛や顔面痙攣の患者さんが集まっているとの説明であった。

いよいよ講演。約50名の方が、中日友好医院のみならず、北京の各病院からお見えいただいた。中国語への翻訳の必要もあり、小生が1時間20分、梶本講師が40分の講演を終え予定通り午後4時に中日友好医院を後にした。夜にもう一つの講演を終え、ぐったりとしてホテルの自室に戻ると午後10時30分であった。実に長い一日であったが、多くの方々から質問を頂き、discussion ができたことがうれしく、心地良い疲労感ではあった。実は帰国後Neutron Centerの室長から連絡を頂き、小生のsuggestionにより建設中の原子炉の設計を変え、より治療効率の高い熱外中性子の利用を考えるとの連絡をいただいた。少しは中国の方のお役に立てたのではないだろうか。

講演翌日、万里の長城を登って草臥れていると、中日友好医院の楊先生から電話を頂き、中日友好医院や北京の基幹病院で悪性腫瘍と戦っておられる、一般外科医、胸部外科医、血液内科医、放射線治療医の有志の方と夕食を共にしないかとお誘いをいただいた。希望を聞かれたので、北京ダックが食べたいと厚かましいお願いをすると、山九花というレストランへご招待いただいた。ガイドブックには乗っていないお店であり、少し不安ではあったが、実は江沢民前総書記御用達のお店とのこと。目の前で見事な鴨をさばいていただき、口に入れると蕩けるように消えていくその皮のおいしさは経験したことがないものであり、56度の焼酎にもよくあって、中国最後の夜を満喫させていただいた。この宴席で、北京と上海の印象を聞かれたので、上海は日本の大阪に似た街であり、北京は古い歴史を感じさせる部分と首都機能を兼ね備え、京都と東京を足して2で割ったような街であると、感じたままを申し上げると、思いのほか喜んでいただいた。また癌治療について考えを述べ合い、彼らの情熱に驚かされた。実に熱い人たちである。

最後にこの宴席で小生がお伝えした考えの内、もっとも拍手をいただいた部分を紹介し、ペンを置きたい。「日本は医者が多く、その割には患者数（国民数）が中国に比べて少ない。よって多くの大学病院の勤務医は研究にも情熱を向けることができ、優れた研究も散見されるがまとまった報告をするには一施設の症例数に問題がある。比べて中国では患者数は多く、医者の数は少ない。よって日々の日常診療に追われて質の高い研究が難しい状況にある。そこで日本で得られた知見を持ち寄り、中国の医療に携わる方々と交流し、新しい情報をお伝えし、これを元に中国で多くの患者さんの治療に役立てていただき、更にはevidence levelの高い報告を世界に向けて発信したい。」とお伝えした。この後すぐに、翌年の予定を聞かれ、また北京に来てほしいといわれたときには、正直驚きもしたし、感動を覚えた。良い旅ができた。

JICAの技術協力プロジェクト・マレーシア労働安全衛生能力向上計画

衛生学・公衆衛生学 学内講師 白田 寛

マレーシアでは1980年頃から工業化が急速に進行し労働安全衛生対策の需要が高まったため、1992年に政府出資機関であるマレーシア国立労働安全衛生研究所 (National Institute of Occupational Safety and Health: NIOSH) が設立されました。当時のマレーシア政府はNIOSHの水準向上に先進国支援が不可欠として、ルック・イースト政策を通じて緊密な関係にあった日本政府へ支援要請を行いました。そのため日本政府は2000年から5年計画で独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: JICA) を通じて政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) による技術協力プロジェクト「The Project for



技術移転の様子

the Capacity Building of National Institute of Occupational Safety and Health in the field of Occupational Safety and Health (JICAの技術協力プロジェクト・マレーシア労働安全衛生能力向上計画: 通称 JICA-NIOSHプロジェクト)」を開始しています。今回、筆者はこのプロジェクトに当教室から昨年度の川崎隆士大学院生に続いてJICA短期派遣専門家として参画する機会を得ました。

日本のODAは1954年の「アジア・太平洋地域における協同的経済社会開発のためのコロンボ・プラン (通称コロンボ・プラン)」加盟に始まり、その歴史は半世紀に達しています。現在でも日本が南米やアフリカと比較してアジアへのODAを重視している理由はコロンボ・プランが戦後処理の一環として侵略国への賠償的性格を持っていたためです。マレーシアに対するODA実績は日本が支出純額で1位であり、2位デンマーク、3位ドイツとなっています。今日、日本のODAはJICAによって行われ、JICA派遣専門家はODA事業のうち二国間援助に属する技術協力の分野を担っています。専門家は主にプロジェクト単位で開発途上国へ派遣され、派遣先の政府系機関で活動を行っています。その活動範囲は1年で80ヶ国を超えプロジェクト数も700以上で内容も多岐にわたっています。派遣専門家はこれら特定分野で技術指導や政策策定等に関わる助言・指導等を行うことにより任務を果たしていますが、人と人とのふれあいを通じ、「日本の顔」として、その国の「人づくり」ひいては「国づくり」に貢献するというもう一つの重要な役割も持っています。

今回赴任したNIOSHは当初、首都クアラ・ Lumpur市内に事務所を置いていましたが事業規模拡大により1996年に郊外のバンギへ移転し、さらにマレーシア各地に支所および出張所の開設を続けています。部門は産業保健課、産業衛生課、人間工学課など7課が設けられており、このうち人間工学課はマレー半島南端部ジョホール・バルへの移転が計画されています。職員はマレー系、中国系の合計百人前後でマレーシア最大かつ最高水準の労働安全衛生機関として活動を行っています。類似する日本の労働安全衛生機関としては中央労働災害防止協会 (中災防) や独立行政法人産業医学総合研究所 (産医研) などが上げられます。現在、最も注力している活動は労働安全衛生に関する講習会でNIOSHの重要な収入源にもなっています。特に資格講習会で、日本の労働安全衛生法で定める安全管理者や衛生管理者に相当するSafety and Health Officerの志願者が最多となっています。

今回の主要任務は現地技術者 (カウンターパート) に対してイオンクロマトグラフィー (IC) の操作技術移転を行うことでした。ICは1975年にH. Smallによって開発され1990年頃から一般普及し始めた比

較的新しい分析法です。測定原理は、固定相であるイオン交換樹脂カラム中に移動相である溶離液を流すことでカラムに注入された液体試料成分に含まれるイオンを分離し定量する方法で、液体クロマトグラフィーやガスクロマトグラフィーでは限界のある陽イオン、陰イオン分析に優れています。NIOSHは2000年にダイオネクス製DX500型ICの一部を日本政府からの資金援助で購入し各種作業環境の大気や排水を捕集しイオン濃度測定に用いています。ただし現時点でマレーシアにおいてこれら作業環境測定の実施は事業所の自主判断に委ねられており法的強制力のあるものではありません。



マレーシアの電子機器(DVDデッキ)製造工場

当初、カウンターパートは適切な機器条件の設定を行わず検体を導入して機械的に出力された結果をそのまま用いていました。そのため正確な測定のなされていない場合があったため条件設定の改善を指導しました。技術移転を行う上での問題点としては、カウンターパートがIC測定のみに従事しているわけではなく講習会の講師や職域リスクアセスメントを兼任しており、これら役職の需要が逼迫しているためにマレーシア各地へ出張しNIOSHに不在のことがあったことでした。そのため効率的な技術移転を行うにはやや時間的制約が感じられました。またカウンターパートはマレーシアで人口の60%を占めるマレー系人種でイスラム教を信仰し定時に礼拝を行う習慣がありました。しかし、日本人はこのような習慣を持たないため、あらゆる面で行動周期の一致しないが多かったように思います。短期派遣専門家の場合は時間的余裕が限られているためカウンターパートの行動周期をよく把握しておく必要があったと思います。

1986年にODAの無償資金協力によってフィリピン労働安全衛生センター（Occupational Safety and Health Center: OSHC）が設立されて以降、東南アジア各国は類似機関を自国予算で建設し日本の技術協力プロジェクトを導入しています。そのため、OSHC設立は東南アジア諸国の労働安全衛生意識向上に大きく寄与したと評価できると思われます。ただしプロジェクト終了後は移転技術や供与機材が相手国主導によって有効利用され自立発展することが重要となります。NIOSHでは今回技術移転を行ったIC以外にも日本の技術協力によって購入された多数の分析機器や周辺装置が利用されており、NIOSHに課せられた技術的運営の責任は重大となります。最近、マレーシアは対西アジアとの経済連携を重視し、日本の対東南アジアODAも削減方向が検討されています。これらの情勢変化は日本の対東南アジア労働安全衛生ODA政策にも一定の影響を与えられると思われます。しかし近年は「持続的可能な開発」の概念が普及し環境と健康を省みない経済開発は国際問題に発展する傾向があるようです。過去の高度成長期に公害や作業関連疾患を連発した日本はその危険性と問題の大きさを開発途上国に認識させこれらの発生を未然に防ぐ国際的役割を今後も担っていくと思われます。

最後になりましたが、今回の出張に関する学内調整をしていただいた中山国際医学医療交流センター長兼当教室教授の河野公一先生と出張中の教室業務代行を行っていただいた先生方にお礼申し上げます。

ベトナム・バックマイ病院での内シャント手術のデモンストレーション

血液浄化センター 柴原 伸久

2003年10月から2004年3月までバックマイ病院透析科のDr. Nguyen Bao Ngocが、当センターに研修に来られていた関係で、8月にベトナムに行き内シャント手術のデモンストレーションをおこなってきました。

ベトナムは、日本の8割の面積で人口8,000万人、フランスからの独立戦争、アメリカとの戦争、中国やカンボジアとの戦争を経てようやく平和になった国です。最近、日本の若い女性の中でベトナム料理とベトナム雑貨を求めて旅行する人が徐々に増え、日本企業も労働力の確保のしやすさとコスト面でベトナム進出が目立つようになってきています。ただ、戦後15年しかたっておらず、1人当りのGDPも日本の100分の1（日本約400万円、ベトナム約4万円）と低く、まだこれからの社会主義国です。



内シャント手術風景

私がデモンストレーションを行ったのはハノイにある3,000床のバックマイ病院という国立病院でした。この病院には日本のODA予算もつかわれています。透析科のNguyen Nguyen Khoi教授からベトナムの透析事情をお聞きしますと、ベトナムには約72,000人の末期腎不全患者がいるはずなのですが、実際には約2,000人のみが透析治療を受けています。バックマイ病院には約500人の透析患者がいて10年くらい使用している個人用透析装置30台、15～25年使用の透析装置20台を1日5クール使い（日本では多くて3クール）治療にあたっていました。（日本での透析装置の耐用年数は9～10年です。）日本でもベトナムでも

血液透析にかかる費用は保険や政府から全額支払われています。ただ、1回の透析で支払われる金額が日本の約25,000円に対しベトナムでは一般患者で約2,200円、貧困層で約700円とかなり低く抑えられていました。そこでベトナムでは日本のようにダイアライザー（毒素を除去するカラムです）や回路は使い捨てでなく、一般患者で4回、貧困層で8～10回の再利用が行われ、しかも透析時間の短縮や透析液の使用量も減らされていました。その結果、透析に入ってから余命が短いという、HBs抗原陽性が15%、C型肝炎60%、HIV陽性7人と感染症の罹患も高率でした。また、透析を受けるときに必要な内シャント手術にも困っていました。

内シャント手術のデモンストレーションにはDr. Nguyen Bao Ngocが助手についてくれて、なごやかに始まりました。11番のメスがなかったり、ヘパリンが用意できなかったり、血管吻合に使用できるような小外科セットがなかったり、モスキート鉗子が大きすぎたりしましたが、予定通りに40分ほどで手術は無事に終了しました。また、手術着、マスクや足袋がちゃんと洗っていないのか、使いまわしなのかくさかったことと、手術用手袋が厚く、触覚が鈍くなったことにも少々困惑しました。

ベトナムの透析事情は日本より20～25年おけているので今後はNGOやJICAと協力のうへ中古の個人用透析装置の援助、内シャント用手術器具の援助や手術指導を行っていきたいと考えており、現在交渉中です。



バックマイ病院の透析スタッフと

平成16年度 医学会秋季学術講演会

医学会秋季学術講演会が11月10日（水）午後2時から、臨床第一講堂において開催されました。

[特別講演]

『心臓外科と共に歩んで』

葉山ハートセンター
院長 須磨 久善



[ミニシンポジウム]

『関西大学と大阪医科大学の医工連携』

「Minimum Current Estimation解析を用いた誘発脳磁界」

本学 脳神経外科学教室
教授 黒岩 敏彦
(代理・出口 潤 講師)



「生体内消化性・低毒性高分子材料を医用材料へ」

関西大学工学部教養化学教室
教授 戸倉 清一



「新しい医工連携研究の提案」

関西大学工学部機械システム工学科
教授 大場 謙吉

医学会秋季学術講演会

平成16年度秋季学術講演会を終えて

医学会幹事 **大槻 勝紀** (第1解剖学 教授)

平成16年11月10日午後2時から本学臨床第一講堂におきまして秋季学術講演会を開催しました。前半は島田学長の肝入りで医工連携をテーマにしたミニシンポジウム3題を、後半は葉山ハートセンター院長 須磨久善先生(学23期卒)の特別講演を企画しました。ミニシンポジウムでは本学脳神経外科から関西大学との共同研究(誘発脳磁界による脳機能局在の評価)についての紹介がありました。また



関西大学からはキトサンなどの高分子化合物を利用した組織再生への応用を、またナノテクノロジーによる人工臓器の開発が紹介され活発な意見交換がなされました。その頃より会場は聴衆で溢れ、後半の須磨先生の講演が始まる頃には立ち見ができる盛況ぶりでした。須磨先生から「どのような話をしましょうか?」と尋ねられた際、医学会幹事として「学生に夢を与えていただけるような内容であればありがたいです。」とお答えしていたのですが、正に学生に対して勉学へのモチベーションをかき立てるような素晴らしい講演でした。詳細については須磨先生からの「学生達へのメッセージ」をお読みください。講演直後から学生諸君あるいは若手の先生方から感謝のメールをいただき本当に長年の夢がかなった喜びで一杯でした。わたしの唯一の自慢は医学会幹事としてこれまで臨床第一講堂を三度満杯にしたことです。一度目は平成7年4月に開催されたシンポジウム「阪神大震災に学ぶ」、二度目は平成7年5月春季学術講演会での中山太郎元外務大臣(高医20期卒)の特別講演「二つの敗戦国家」と今回の講演会です。このようなことが出来たのも一重に教職員、学生諸君のご理解とご協力のおかげであり、この紙面をお借りしてお礼申し上げます。これからも本学術講演会を素晴らしいものにしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

関西大学からはキトサンなどの高分子化合物を利用した組織再生への応用を、またナノテクノロジーによる人工臓器の開発が紹介され活発な意見交換がなされました。その頃より会場は聴衆で溢れ、後半の須磨先生の講演が始まる頃には立ち見ができる盛況ぶりでした。須磨先生から「どのような話をしましょうか?」と尋ねられた際、医学会幹事として「学生に夢を与えていただけるような内容であればありがたいです。」とお答えしていたのですが、正に学生に対して勉学へのモチベーションをかき立てるような素晴らしい講演でした。詳細については須磨先生からの「学生達へのメッセージ」をお読みください。講演直後から学生諸君あるいは若手の先生方から感謝のメールをいただき本当に長年の夢がかなった喜びで一杯でした。わたしの唯一の自慢は医学会幹事としてこれまで臨床第一講堂を三度満杯にしたことです。一度目は平成7年4月に開催されたシンポジウム「阪神大震災に学ぶ」、二度目は平成7年5月春季学術講演会での中山太郎元外務大臣(高医20期卒)の特別講演「二つの敗戦国家」と今回の講演会です。このようなことが出来たのも一重に教職員、学生諸君のご理解とご協力のおかげであり、この紙面をお借りしてお礼申し上げます。これからも本学術講演会を素晴らしいものにしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。



学生達へのメッセージ

葉山ハートセンター 須磨 久善

私は1950年生れで1968年に大阪医科大学に入学しました。同じ医者なら外科医になりたいと思っていましたが、大学を卒業する少し前に図書館でアメリカの医学ジャーナルに画期的な冠動脈バイパス手術の成功例の報告が載っているのを見て、心臓外科医になろうと決心しました。

以来、25年を越える年月を、ひたすら患者を救える心臓外科医を目指して努力を重ねて今日までできましたが、止まれば人が死ぬ心臓を、切って、縫って、機能を改善させる心臓手術は挑戦の連続であり、人生そのものにも似ています。

挑戦とは氷山のようなもので表に現れる部分だけが全てではありません。行動を起こす前にどれだけ入念に準備を重ねてきたか、一旦行動を起こしたならば、どんな障害に直面しても決してくじけることのない覚悟が出来ているのか。そんな人の見えないところで勝負は決まります。

手術を成功させるためには外科医の技量は当然必要ですが、それを支えるチームの力もとても大切で、外科医のワンマンショーだけでは数多くの難手術をコンスタントに成功させることは出来ません。

私は大学時代にスキーとバスケットを熱心にやったおかげで、外科医にとって大切な2つのことを学びました。自分しか頼ることの出来ない個人技の典型であるスキーと、時には自分を抑えてチームメイトを活かすことが要求されるバスケット。その両方が心臓外科医にとって必要な資質を育ててくれたと思っています。

このような厳しさと同時に医者にとって患者さん達への愛情がないとこの仕事は続けていけません。お互いの心が通じ合った時に、疲れが喜びに変わり、明日への活力が生まれます。

手術のときには限られた時間の中で、素早く正しい判断をしなくてはなりません。例えば野球で絶対ヒットを打たないといけないこー一番のとき、バッターボックスに立ち相手のピッチャーが次にどんな球を投げってくるかをイメージする。だいたいイメージ通りであればヒットを打つことができますし、もしイメージと異なる球であっても、素早くて確かな判断によって体を開くタイミングを変えるなど、とっさの対処もできます。

手術もこれに似ています。まずこういう手術をすると頭の中でイメージすることが大切です。しかし実際に手術室で心臓を見ると必ず予想と違うことがいくつかあって、それにどう対応していくかを迅速かつ正確に判断します。最初にイメージが明確に描けていないと、予想と違う箇所があっても、正確な判断ができません。実は、これは人生にも当てはまります。

まず、自分の人生の目的やゴールをイメージして、いま何をしないといけないかをよく考え、そのための技術や知識を身につける。大切なのは、その機会、機会ごとに全力で学んでいくこと。そうすれば、チャンスの確率が上がっていくと思います。

ひと昔前は人と違うことは良くないという時代もありましたが、いまはサムシングディファレントが資質のひとつとして認められる時代です。自分の個性を大切に育て、自分はこんな人間で、こんなことができると自分をアピールできる力を身につけて下さい。医者は人を相手にする仕事の際たるものです。患者さんや御家族、そして病院職員達とのコミュニケーションがしっかりと行われなければいい医療は出来ません。

集いて群れず、大阪医大という多様な個の集まりの中で、世界に通用する自分の個性を磨いてください。



LDセンター クリスマスイルミネーション点灯式



平成16年12月3日（金）午後4時から、LDセンターにおいてクリスマスイルミネーション点灯式が催されました。

サンタも登場し、「クリスマスきまぐれコンサート2004」と題してクリスマスにちなんだ歌や演奏が披露され、訪れた子ども達や家族の方々は楽しいひとときを過ごしました。

大阪医科大学関連病院長会総会

平成16年度大阪医科大学関連病院長会総会が、平成16年12月9日午後3時、たかつき京都ホテルにおいて開催されました。各関連病院長の先生方にご出席いただいたのをはじめ、本学からは、島田学長、竹中病院長、花房副院長、清金副院長、阿部副院長、各教授等のご出席をいただき、総計約100名の出席となりました。本年度はお忙しい中を國澤理事長にも出席していただくことが出来ました。総会では、防衛庁防衛参事官（前厚生労働省保険局医療課長）西山正徳先生に、これからの医療情勢・国際社会における流れ等についてご講演いただきました。質疑応答におきましても、ご参加の先生方から活発なご意見・ご質問等を戴き、盛況のうちに終了いたしました。



ご協力をいただきました先生方はじめ各部署の方々には心より御礼申し上げます。どうもありがとうございました。（病院医療相談部）

[特別講演]『我国の医療改革の行方』
防衛庁防衛参事官 西山 正徳 先生
（前厚生労働省保険局医療課長）

院内コンサート



平成16年12月11日（土）午後2時から、附属病院外来ホールにおいて、本学グリークラブ、室内管弦楽部、軽音楽部、高槻混声合唱団エスポアールにより演奏され、来聴された方々は、楽しいひとときを過ごされました。

年賀交歓会



平成17年1月4日（火）午後1時から、第9会議室において、理事長、学長、病院長をはじめ、100名余りの教職員が出席して、恒例の年賀交歓会が開催されました。

平成16年度 実験動物慰霊祭



平成16年12月4日（土）午後1時から、講義実習棟第1講義室において、平成16年度実験動物慰霊祭が執り行われました。

宮崎実験動物センター長が祭文を奉読し、医学医療に貢献した数多くの実験動物の御霊に謝意を表し、参列者全員が焼香を行いました。

市民公開講座

平成16年度 市民公開講座

平成16年度市民公開講座が、下記の通り開催されました。

[第5回]

11月20日（土）午後2時～ 臨床第一講堂

『皮膚レーザー治療』

講師：皮膚科 講師 榎本 詩子

『レーザー治療に使用されるお薬』

講師：附属病院薬剤部 樋口 沙織



榎本 詩子 講師



村田 卓士 助手

[第6回]

12月18日（土）午後2時～ 臨床第一講堂

『こどもと喘息の話』

講師：小児科 助手 村田 卓士

『正しい吸入の仕方』

講師：附属病院薬剤部 牧野 順子



本合 泰 講師

[第7回]

平成17年1月15日（土）午後2時～ 臨床第一講堂

『肝炎と肝細胞癌の診断と治療』

講師：第2内科 講師 本合 泰

『肝臓病のお薬について』

講師：附属病院薬剤部 佐野 雅昭

主要会議とその主な議題

11月1日から1月31日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

[理事会]

(11月16日)

審議事項

1. 顧問の委嘱について
2. 学校法人大阪医科大学寄附行為の変更について
3. 学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程の一部改正について

報告事項

1. 日本私立医科大学協会報告
2. その他(学事・病院関係事項報告他)

(12月14日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学寄附行為の変更について
2. 学校法人大阪医科大学歴史資料館設置要項について

報告事項

1. 平成16年度上半期収支報告
1. その他(格付・学事・病院関係事項報告他)

(1月18日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学規程類管理規程の制定について
2. 学校法人大阪医科大学鉤奨学基金規程及び同細則の制定について
3. 大阪医科大学附属看護専門学校長選考規程の一部改正について

報告事項

1. 学事・病院関係事項報告
2. 校賓推薦について
3. その他(担当理事運営会議・学事・病院関係事項報告他)

[臨時評議員会]

(12月14日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学寄附行為の変更について

報告事項

1. 建築関係報告

[教授会]

(11月17日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 教育教授規程(案)に関する件
3. 寄附講座に関わる特認教員公募に関する件
4. 教員センター専任スタッフの任用に関する件
5. 教員・医師の履歴書書式および履歴書作成手引きの改正(案)に関する件
6. 医療器具GCPマニュアルに関する件
7. 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する安全管理規程改正に関する件
8. 教員の適正配置委員会委員の委嘱に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 中山国際医学医療交流センター報告
6. 倫理委員会報告

[大学院医学研究科委員会]

(11月17日)

1. 論文審査に関する件
2. 大学院医学研究科の教員に関する件

[教授会]

(12月15日)

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学図書館長選出に関する規程の一部改正に関する件
3. 学長予定者選挙に関する件
4. 臨床教育教授及び臨床教育助教授の選出に関する件
5. その他

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告

会議・行事予定

5. その他	医学部学科試験合格者発表
	19日(土) 第99回医師国家試験(21日まで)
[大学院医学研究科委員会]	21日(月) 第1学年後期試験(3月11日まで)
(12月15日)	22日(火) 医学部入学試験〔小論文・面接〕 (学科試験合格者のみ)
1. 語学試験成績結果に関する件	23日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会 医学部入試合格者発表
[教授会]	27日(日) 第94回看護師国家試験
(平成17年1月19日)	
審議事項	
1. 人事に関する件	3月2日(水) 大講座制主任教授連絡会
2. 学則の一部改正に関する件	3日(木) 大学院医学研究科入試合格者発表
3. 大学教員組織の在り方に関する件	8日(火) 理事会
4. 教員の任期制委員会答申に関する件	10日(木) 看護専門学校卒業式
5. 研究機構規程等の改正に関する件	12日(土) 第4学年共用試験OSCE
6. 特別任命教員規程並びに寄附講座規程の改正 に関する件	第1, 2, 3, 5学年春期休業
7. 学科目・講座再編委員会答申に関する件	14日(月) 第4学年春期休業
報告事項	16日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
1. 学長報告	23日(水) 臨時教授会
2. 学生部長報告	25日(金) 医学部・大学院卒業証書・学位 記授与式
3. 教育センター長報告	看護専門学校新校舎竣工披露式
4. 病院長報告	29日(火) 理事会・評議員会
5. 倫理委員会報告	第94回看護師国家試験発表
	30日(水) 第99回医師国家試験合格発表
[大学院医学研究科委員会]	
(平成17年1月19日)	4月2日(土) 臨時教授会
1. 語学試験成績結果に関する件	4日(月) 入学宣誓式(医学部・大学院)
2. 大学院語学試験委員の改選に関する件	5日(火) 新入生学外合宿(於 ウェルサ ンピア京都)(7日まで)
	第3学年～第5学年オリエンテ ーション
	選択臨床実習開始(6月3日まで)
主な行事日程表	
2月1日から4月30日までの学内における主要 な行事予定は次のとおりです。	6日(水) 大講座制主任教授連絡会
	8日(金) 第1学年オリエンテーション
	12日(火) 理事会
2月2日(水) 大講座制主任教授連絡会	看護専門学校入学式
3日(木) 共用試験(CBT)(4日まで)	16日(土) 市民公開講座
大学院医学研究科入学試験	20日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
(4日まで)	
8日(火) 理事会	
10日(木) 医学部入学試験〔学科試験〕 (於 関西大学)	
18日(金) 臨時教授会	

保健管理室からのお知らせ

秋の定期健康診断を終えて

平成16年度の定期健康診断は10月19日～29日の8日間で実施され、受検率（健診項目の一部分しか受検していない者も含む）は90.9%で（表1）職種別で見ると、研修医の受検率が71.4%、専攻医・副手が46.4%、大学院生が60.7%となり、他職種の90.0～100.0%に比べて低くなっています。また12月16日、17日には、健診未受検者（約180名）および未受検項目がある者（約80名）を対象に再健診を実施しました。

表1 2004年度定期健康診断所属別受検率(2004年11月30日付)

所属名	対象者(人)	受検者(人)	受検率(%)	所属名	対象者(人)	受検者(人)	受検率(%)
法人	1	1	100.0	整形外科	42	25	59.5
学長室	1	1	100.0	歯科口腔外科学	31	30	96.8
法人企画室	4	3	75.0	神経精神医学	19	17	89.5
英語	1	1	100.0	小児科学	24	21	87.5
独語	2	2	100.0	眼科学	39	34	87.2
哲学	1	1	100.0	耳鼻咽喉科学	23	16	69.6
心理学	1	1	100.0	皮膚科学	14	12	85.7
物理学	5	5	100.0	泌尿器科学	16	10	62.5
化学	4	3	75.0	放射線医学	76	73	96.1
生物学	3	2	66.7	産婦人科学	26	20	76.9
数学	1	1	100.0	麻酔科学	28	23	82.1
教学部	14	14	100.0	病態検査学	5	5	100.0
教育センター	2	2	100.0	中央検査部	57	57	100.0
総務課	13	13	100.0	輸血室	7	7	100.0
人事課	11	11	100.0	周産期センター	24	24	100.0
財務課	8	8	100.0	リハビリテーション科	35	34	97.1
管財用度課	5	5	100.0	ICU	4	4	100.0
研究協力課	5	5	100.0	血液浄化センター	3	3	100.0
解剖学	10	8	80.0	救急医療部	8	8	100.0
解剖学	6	6	100.0	エイズ調査室	1	1	100.0
生理学	7	7	100.0	病院病理部	3	3	100.0
生理学	9	8	88.9	臨床工学室	8	8	100.0
医化学	7	6	85.7	中央手術室	1	1	100.0
薬理学	10	8	80.0	卒後臨床研修センター	11	9	81.8
病理学	11	7	63.6	臨床研修医	49	27	55.1
病理学	7	7	100.0	病院事務部	2	2	100.0
微生物学	12	7	58.3	病院サ・ビス課	9	9	100.0
法医学	10	10	100.0	医事課	56	56	100.0

保健管理室からのお知らせ

衛生学・公衆衛生学	22	16	72.7	物流センタ -	19	18	94.7
研究機構	7	7	100.0	栄養部栄養課	53	53	100.0
医学情報処理センタ -	1	1	100.0	施設課	22	22	100.0
実験動物センタ -	7	7	100.0	薬剤部	42	40	95.2
保健管理室	5	5	100.0	看護部	699	699	100.0
図書館課	9	9	100.0	LDセンタ -	4	4	100.0
内科学	76	64	84.2	医療安全対策室	4	4	100.0
内科学	44	26	59.1	医療情報部	5	5	100.0
内科学	45	25	55.6	医療相談部	8	8	100.0
一般・消化器外科学	35	24	68.6	消化器内視鏡センタ -	8	8	100.0
胸部外科学	21	12	57.1	臨床治験センタ -	8	8	100.0
脳神経外科学	21	21	100.0	血液浄化センタ -	4	4	100.0
形成外科学	15	13	86.7	看護専門学校	22	22	100.0
				総 計	1998	1817	90.9

有機溶剤・特定化学物質健診

今回の健診の受検率は例年と変わらず92.7%と高率であり、これは周知されつつあると同時に、近畿厚生局の指導の下で個々の受検への意識が高くなってきているためと思われます。所見があっても、直接特殊物質との関連性は現在のところ考えられず、例えば、飲酒による肝機能障害等、いわゆる生活習慣と関連する要因により「要指導」という判定が出された方が少なくありません。

また当健診は、定期職員健康診断と併せて実施しているため、受検日や受検方法が分かりにくいようですので、今後の課題としていきたいと思っています。

健診と医療監視

ここ数年、医療監視の指導は年々厳しくなり、定期健診の受検率だけでなく全職員の個人票をチェックし、

健診未受検の理由

非常勤医師の健診受検状況

全健診項目を受検しているか？（未受検項目の有無）

休職、留学、出向などの理由で不在期間がある場合の健康管理

特殊健診の受検状況

採用時健診の実施時期、受検状況

など細部に渡って指導するようになってきています。関連部門や教職員の皆様のご協力により、定期健診の受検率は増加しつつありますが、指導を受けた点につきましては、十分に対応できていないものもあります。業務が多忙の中、健診は“面倒なこと”となりがちですが、教職員の皆様のご要望も参考にしながら、出来る限り多くの方が円滑に気持ちよく受検できるようにしていきたいと思っていますので、

今後ともご協力をお願いします。

電離放射線業務従事者健診について

医療監視に登録者全員の健診状況を確認されます！！

現在登録者349名（今年度登録者含む）を対象として、定期健診6カ月以内ごとに1回被曝歴の調査を行っています。（4・10月）。また今年度新規登録者96名については被曝歴の調査、血液検査、皮膚の検査を行っていますが、1回の案内ではなかなか受けて頂けないのが現状です。本健診についても医療監視で細かく確認されますし、6カ月以内ごとに1回労働基準監督署に報告していますので、健診案内が来ましたら期限までに必ず受けるようにして下さい。

電離放射線障害防止規則 第56条

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものについては、雇入れの際またはその業務に配置換えの際及びその6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、30年間保存しなければならない。また、電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

ストレスチェックについて

健診期間中、希望者83名（男性15名、女性68名）を対象にストレスチェックを実施しました。その結果は表2に示す通りとなり、38名（45.8%）が不適応型となりました。希望者を対象としていますので、この結果を直ちに本学全体に当てはめることはできませんが、昨今、職場のストレス問題は年々増加していると言われており、本学も例外ではないと言えるでしょう。

保健管理室では臨床心理士が相談業務を行っていますのでお気軽にご相談下さい。なお、相談内容の秘密は厳守します、ご安心してお越し下さい。

表2 ストレスチェック結果

性別	ストレス適応型 （ストレス度が低く、 生活満足感が高い）	ストレス準適応型 （ストレス度は低いが、 生活満足感が低い）	ストレス抵抗型 （ストレス度が高く、 生活満足感が高い）	ストレス不適応型 （ストレス度が高く、 生活満足感が低い）	計
女性	10（14.7%）	21（30.9%）	4（5.9%）	33（48.5%）	68
男性	4（26.7%）	5（33.3%）	1（6.7%）	5（33.3%）	15
計	14（16.9%）	26（31.3%）	5（6.0%）	38（45.8%）	83

大阪医科大学俳句会（九・十・十一月）

ストライキ野球と名付けし子規忌なり	塚本務人
晩年は怖き夢見る炬燵かな	同
冬の軍鶏首デジタルに動かしぬ	今井雄介
流れ星蒙古に蒙古の馬駆ける	同
中華店客の途絶える夜長かな	中川一成
尋ね来て裏口に着く冬館	同
落葉踏む芝居の台詞たぐりつつ	吉田孝江
余呉夕べ天衣はなさぬ枯尾花	飯塚久子
来た道は忘れてしまひ赤とんぼ	美濃 眞
笠形に義民の連判露の石	山崎隆司
極道に墓なんかないポインセチア	同
朴落葉木の根道にも薄日射す	（大阪）宮脇芳美

投句のお誘い

一般の方も投句（何句でも）して下されば、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。

お詫びと訂正

前回発行の62号に一部誤りがありましたので、お詫びし訂正致します。

P.43（大学の理念と目的）

本文1行目 「医学医術に関する再考最新の知識」 「医学医術に関する最高最新の知識」

歴史資料館設置準備室からのお知らせ

平成16年12月14日（火）開催の理事会において、本学の歴史資料館設置要項が承認され決定致しましたので、下記に掲載致します。

平成16年12月14日

学校法人大阪医科大学 歴史資料館設置要項（抜粋）

有形文化財「旧別館」保存事業

- I．学校法人 大阪医科大学 歴史資料館の使命
- II．方針
- III．開設予定年月日
- IV．建築物
- V．保存改修工事の項目
- VI．建築物の用途概略
- VII．保存資料
- VIII．運営形態
- IX．地域および同窓会との関係
- X．予算
- XI．職員・人員等



学校法人大阪医科大学 歴史資料館設置準備室

歴史資料館設置準備室からのお知らせ

学校法人大阪医科大学 歴史資料館設置要項（抜粋）

I．学校法人 大阪医科大学 歴史資料館の使命

有形文化財に登録された（平成15年7月1日、添付資料1）旧別館を保存するとともに、学校法人大阪医科大学の前身である財団法人大阪高等医学専門学校の設立理念の根底にあるものを顕彰し、医学・医療の在り方や法人の設置する教育施設の使命を時宜に応じて検討する場を提供する。

II．方針

緑に包まれた文化財が醸し出す落ち着いた環境の中で、本法人が設置する教育施設の学生や教員および卒業生が温故知新の教えを守り、地域の人々とともにあるべき医学・医療の姿について語らうための階段講堂や平面講堂および外構部分を整備し、学内外の講演会・研究会の開催に供する。また、若き後進等に生命への興味を持つ機会を提供するために、明治時代から現在に至るまでの顕微鏡や写真などの展示コーナーを設けて公開する。

III．開設予定年月

平成18年 末

IV．設置場所

大阪医科大学 旧別館（周辺緑地の一部を含む）

V．保存改修工事の項目

外構工事・耐震補強工事・外装修復工事・内装工事・一般設備工事・展示設備工事・その他

VI．用途概略

1. 法人が設置する教育施設の教育に関する場（医学教育研究の講義など）
2. 医学・医療あるいは財団法人大阪高等医学専門学校および学校法人大阪医科大学が設置した教育施設とその周辺に関する歴史的資料の収集・整理・保存・研究の場
3. 医学・医療の歴史を分析し、将来の医学・医療のあり方を研究する場
4. 地域住民、地域医師会、同窓生との対話の場（市民参加型の研究会や説明会など）
5. 地域住民への医学・医療に関する情報提供の場（公開講座や小中学生の理科離れ予防の展示など）
6. その他

VII．保存資料

1. 大学町あるいはその周辺地域の変遷を示す画像（デジタル化画像を含む）など
2. 医学・医療に関する器具・機器など
3. 本法人あるいは前身が設置した教育施設等に関する資料
4. 本法人と密接に関する法人に関する資料

VIII．運営形態

学校法人大阪医科大学 歴史資料館規程（制定予定）等による。

IX．行政、地域および同窓会との関係

行政や地域の人々、同窓生と協力して本事業を行う。その事業の内容をメディアを通して広く社会に報告する。

X. 経費概算

約3億円

XI. 職員・人員等

館長・兼務職員・その他

資料1：有形文化財登録証の写しとプレート



資料2：内部レイアウトのイメージ



資料3：メディアをととした地域への情報提供

産経新聞朝刊（平成15年7月17日）

読売新聞朝刊（平成15年7月28日）

読売新聞朝刊（平成16年3月14日）

高槻ケーブルネットワーク『街かどほっとらいん』平成15年7月25日放送

『医学教育を象徴する講義風景のレリーフ』の移設保存に伴う 撤去・修復について

講義実習棟 1階入り口に掲げられているレリーフは、創立当時の設置理念の根底にあるものを象徴しつつ、またそれを私たちに問いかけ続けてくれるものであります。

これは創立当時より昭和50年まで旧解剖館に掲げられており、その後講義実習棟の2階正面に移設され、平成6年渡り廊下の設置に伴い現在の場所に再度移設されました。最近の調査で風雨にさらされ、腐食が激しく、修復する必要があることがわかりましたので、平成16年12月10日から12日にかけて撤去工事を行いました。

尚、修復後につきましては、有形文化財・旧別館に展示し、皆様に再会していただく予定にしております。



新潟中越地震義援金の送金について（報告）

平成16年10月23日新潟県中越地方を襲った地震は、特に、山村部を中心に甚大な被害をもたらしました。その後頻りに起きていた余震もほぼ収まり、ライフライン等が一応復旧し、家を失われた方々の仮設住宅への入居も始まりました。

本学では地震発生直後直ちに義援金の募集を始めました。学内の皆様から頂いた篤志は個人・団体併せて46件629,131円にのぼり、復興を祈願して、日本赤十字新潟県支部へ送金致しました。

本格的な復興が始められる雪解けまで被災地の皆様のご苦勞が続くと思いますが、無事に春をお迎えになられることを祈念したいと思います。

「元気だしていこー！新潟」スローガンデザイン
<http://saigai.pref.niigata.jp/content/jishin/genki-hp/>

学校法人大阪医科大学がA+の格付を取得

学校法人大阪医科大学は、株式会社格付投資情報センター（R&I）から私立の医科大学では初めて格付（A+）を取得しました。A+の格付は、21段階ある格付の上から5番目で、債務履行の確実性がより高く、部分的に優れた要素があることを示しております。

同ランクの企業には、サントリー、塩野義製薬、新日本製鉄、三洋電機、オムロン、野村證券等の有名企業が並んでおります。

A+という評価の大きな理由は、学校法人の運営能力、学生を集める力、附属病院の地域における重要性を評価されたためです。

これらの評価を得ることが出来たのも、教職員、同窓、学生保護者等本法人関係者の努力の結果と考えております。

本法人は、今後も一層の教育、研究、診療及び経営の充実を図りトップの格付をとるべく努力致します。



アナリストからヒアリングを受ける佐野企画担当理事、岩本法人企画室長
（平成16年10月26日、第2会議室にて）



アナリストから講評を受ける法人役員ら（左から岩本法人企画室長、勢川看護専門学校長、島田学長、國澤理事長、植木常務理事、佐野企画担当理事：平成16年10月26日、総合研究棟応接室にて）

『堤人形』

彩色の優美さ洗練された形の良さ、西の伏見人形、東の堤人形と言われ、仙台藩主庇護のもと栄えた土人形の二大源流

大阪医科大学学報 第63号

発行年月 平成17年2月

発行 学校法人 大阪医科大学

編集・発行 総務部

印刷 大日本印刷株式会社

大阪医科大学ホームページ

<http://www.osaka-med.ac.jp/>